

岐阜 刑務所 岐阜市長良福光  
 鷹見町拘置支所 岐阜市鷹見町  
 大垣拘置支所 大垣市緑園町  
 御嵩拘置支所 岐阜県可児郡御嵩町  
 高山拘置支所 高山市八軒町  
 笠松 刑務所 岐阜県羽島郡笠松町  
 金沢 刑務所 金沢市元鶴間町  
 七尾拘置支所 七尾市馬出町  
 福井 刑務所 福井市一本木町  
 富山 刑務所 富山市西田地方  
 高岡拘置支所 高岡市中川  
 広島 刑務所 広島市吉島町  
 呉拘置支所 呉市吉浦町  
 竹原拘置支所 広島県豊田郡竹原町  
 尾道刑務支所 尾道市久保町  
 福山拘置支所 福山市沖野上町  
 三次刑務支所 三次市三次町  
 山口 刑務所 山口市大字下宇野令  
 徳山拘置支所 徳山市宇慶可  
 萩拘置支所 萩市大字土原  
 下関刑務支所 下関市大坪町  
 船木拘置支所 山口県厚狭郡楠町  
 岡山 刑務所 岡山市二日市町  
 玉島拘置支所 玉島市玉島  
 高梁拘置支所 高梁市片原町  
 津山拘置支所 津山市伏見町  
 鳥取 刑務所 鳥取市古海  
 米子刑務支所 米子市上後藤  
 松江 刑務所 松江市中原町  
 浜田拘置支所 浜田市殿町  
 長崎 刑務所 諫早市原口町  
 浦上刑務支所 長崎市西町  
 島原拘置支所 島原市南城内町  
 福江拘置支所 福江市福江町  
 佐世保 刑務所 佐世保市稲荷町  
 平戸拘置支所 平戸市魚ノ棚  
 福岡 刑務所 福岡市西新町  
 土手町拘置支所 福岡市土手町  
 飯塚拘置支所 飯塚市飯塚町  
 久留米拘置支所 久留米市篠山町  
 柳川拘置支所 柳川市柳川町

大牟田拘置支所 大牟田市白金町  
 厳原拘置支所 長崎県下県郡厳原町  
 小倉 刑務所 小倉市北方新町  
 城野医療刑務所 小倉市城野  
 大分 刑務所 大分市畑中  
 中津拘置支所 中津市二ノ丁  
 熊本 刑務所 熊本市大江町  
 京町拘置支所 熊本市京町  
 菊地医療刑務支所 熊本県菊地郡合志村  
 八代拘置支所 八代市東本町  
 天草拘置支所 本渡市本渡町  
 宮崎 刑務所 宮崎市浄土江町  
 延岡拘置支所 延岡市岡富  
 鹿児島 刑務所 鹿児島市永吉町  
 大島刑務支所 名瀬市金久  
 麓 刑務所 鳥栖市麓町  
 宮城 刑務所 仙台市行人塚  
 古川拘置支所 古川市法橋河原  
 石巻拘置支所 石巻市南鰐山  
 福島 刑務所 福島市大字南沢又  
 郡山拘置支所 郡山市壇場  
 白河拘置支所 白河市郭内  
 若松刑務支所 会津若松市栄町  
 平拘置支所 平市八幡小路  
 山形 刑務所 山形市香澄町  
 米沢拘置支所 米沢市清水町  
 鶴岡拘置支所 鶴岡市馬場町  
 酒田拘置支所 酒田市新町  
 秋田 刑務所 秋田市川尻町  
 能代拘置支所 能代市豊祥台  
 大館拘置支所 大館市中城町  
 大曲拘置支所 大曲市字中道  
 横手拘置支所 横手市裏町  
 青森 刑務所 青森市大字荒川  
 柳町拘置支所 青森市柳町  
 弘前拘置支所 弘前市下白銀町  
 八戸拘置支所 八戸市中居林  
 本湊刑務支所 青森県下北郡大湊町  
 札幌 刑務所 札幌市東苗穂町  
 大通拘置支所 札幌市大通  
 小樽拘置支所 小樽市緑町

岩見沢拘置支所 岩見沢市二条  
 室蘭拘置支所 室蘭市栄町  
 滝川拘置支所 北海道空知郡滝川町  
 旭川 刑務所 旭川市八条通  
 名寄拘置支所 名寄市西四条  
 帯広 刑務所 帯広市緑ヶ丘  
 網走 刑務所 網走市三眺  
 釧路 刑務所 釧路市宮本町  
 高松 刑務所 高松市松島町

丸亀拘置支所 丸亀市六番町  
 徳島 刑務所 徳島市徳島町  
 高知 刑務所 高知市丸の内  
 中村刑務支所 中村市中村  
 松山 刑務所 松山市春日町  
 大洲拘置支所 大洲市大洲三の丸  
 西条刑務支所 西条市神拝田  
 今治拘置支所 今治市大字日吉  
 宇和島刑務支所 宇和島市柿原

少年刑務所の名称及び所在地

川越少年刑務所 川越市脇田  
 水戸少年刑務所 勝田市  
 水戸拘置支所 水戸市新原町  
 土浦拘置支所 土浦市内西町  
 下妻拘置支所 下妻市三輪  
 松本少年刑務所 松本市桐中原  
 姫路少年刑務所 姫路市岩端町  
 本町拘置支所 姫路市本町

奈良少年刑務所 奈良市般若寺町  
 五条拘置支所 奈良県宇智郡五条町  
 岩国少年刑務所 岩国市大字綿見  
 佐賀少年刑務所 佐賀市上多布施町  
 盛岡少年刑務所 盛岡市下厨川宿田後  
 一関拘置支所 一関市釣山  
 函館少年刑務所 函館市金掘町  
 新川拘置支所 函館市新川町

拘置所の名称及び所在地

東京拘置所 東京都葛飾区小菅町  
 大阪拘置所 大阪市北区若松町  
 四条拘禁所 大阪府北河内郡四条町  
 京都拘置所 京都市中京区竹屋町通

神戸拘置所 神戸市兵庫区菊水町  
 名古屋拘置所 名古屋市東区上堅杉之町  
 広島拘置所 広島市基町  
 小倉拘置所 小倉市鋳物師町



## ハ 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第13条の4

### 法 規

#### 1) 関係法規

少年院法 (昭和23年7月15日法律第169号)

改正 昭和30年8月5日法律第135号

#### 2) 少年院及び少年鑑別所組織規程 (昭和24年6月1日法務府令第5号)

改正 昭和31年3月26日法務省令第13号

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の4第3項の規定による少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 少年院に院長を、少年鑑別所に所長を置く。

2 院長又は所長は、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

3 院長又は所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、院務又は所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第3条 少年院に庶務課、教務課、分類保護課及び医務課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 2 人事に関する事項
- 3 経理に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 給養に関する事項
- 6 領置金品に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

3 教務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 教科指導に関する事項
- 2 職業補導に関する事項
- 3 体育その他レクリエーションに関する事項
- 4 生活指導に関する事項
- 5 保安に関する事項

4 分類保護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 個性及び環境の調査並びに分類に関する事項
- 2 入院、退院及び仮退院に関する事項
- 3 処遇審査会に関する事項

5 医務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 心身の保健指導に関する事項

2 健康診査及び防疫に関する事項

3 医療及び看護に関する事項

4 養護者の生活指導に関する事項

5 薬剤及び医用器材に関する事項

第4条 少年鑑別所に庶務課、観護課及び鑑別課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

2 人事に関する事項

3 経理に関する事項

4 統計報告に関する事項

5 給養に関する事項

6 領置金品に関する事項

7 他の課の所掌に属しない事項

3 観護課においては、左の事務をつかさどる。

1 入所及び退所に関する事項

2 身柄の確保及び同行に関する事項

3 処遇に関する事項

4 行動観察に関する事項

5 面会及び通信に関する事項

4 鑑別課においては、左の事務をつかさどる。

1 鑑別に必要な科学的検査に関する事項

2 鑑別に必要な資料の収集に関する事項

3 鑑別に必要な処遇の指定及び変更に関する事項

4 鑑別の結果に基く判定、通知及び勧告に関する事項

5 医療及び保健衛生に関する事項

6 薬剤に関する事項

7 その他医務に関する事項

第4条の2 東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、大阪少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、広島少年鑑別所、福岡少年鑑別所、小倉少年鑑別所、仙台少年鑑別所、札幌少年鑑別所及び高松少年鑑別所に、前条に掲げる3課の外医務課を置く。

2 前項の少年鑑別所の鑑別課においては、前条第4項第1号から第4号までの事務を、医務課においては、同項第5号から第7号までの事務をつかさどる。

第5条及び第6条 削除

第7条 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第7条の2 少年院及び少年鑑別所に次長1人を置くことができる。

2 次長は、院長又は所長を助けて、院務又は所務を整理する。



第8条 少年院の分院の名称及び位置は、別表第1のとおりとし、少年鑑別所の分所の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

2 分院に分院長を、分所に分所長を置く。

3 分院長又は分所長は、院長又は所長の指揮監督を受けて、分院又は分所の事務を分掌する。

第9条 院長又は所長は、この規程に定めるものの外、矯正管区長の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附 則〔省略〕

少年院及び少年鑑別所の数

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
58	8	50	1	112

少年院の名称及び所在地（分院を含む）

◇ 東京管区

多摩少年院	八王子市緑町	水府学院	茨城県東茨城郡茨城町
東京医療少年院	東京都渋谷区代々木 大山町	愛光女子学園	東京都北多摩郡狛江町
秩父学園	埼玉県大里郡寄居町	赤城少年院	群馬県勢多郡大胡町
関東医療少年院	府中市	榛名女子学園	群馬県北群馬郡桃井村
小田原少年院	小田原市谷津	上田清修寮	上田市中六条
神奈川少年院	相模原市小山	静岡少年院	静岡市内牧
久里浜少年院	横須賀市川間	有明高原寮	長野県南安曇郡穂高町
千葉星華学院	千葉県香取郡多古町	新潟少年学院	長岡市御山町
印旛少年院	千葉県印旛郡西町		
八街少年院	千葉県印旛郡八街町		
茨城農芸学園	茨城県稲敷郡牛久町		

◇ 大阪管区

浪速少年院	茨木市郡山	宇治少年院	宇治市五ヶ庄
交野女子学院	大阪府北河内郡交野町	京都医療少年院	宇治市木幡平尾
河内少年院	枚岡市石切町	神戸再度山学園	神戸市生田区神戸港地方
和泉少年院	大阪府泉南郡南海町	鈴蘭台学院	神戸市兵庫区山田町
奈良少年院	奈良市秋篠町	加古川学院	加古川市八幡町

◇ 名古屋管区

瀬戸少年院	瀬戸市東山町	宮川医療少年院	三重県渡合郡小俣町
明德少女苑	名古屋市昭和区天白町	岐阜少年院	岐阜県稲葉郡鷺沼町
豊浦医療少年院	愛知県知多郡豊浜町	湖南学院	金沢市東蚊爪町
愛知少年院	愛知県西加茂郡猿投町	富山少年学院	富山県上新川郡大山町
三重少年学院	津市大谷町	豊ヶ丘農工学院	愛知県愛知郡豊明町

◇ 広島管区

広島少年院	広島県加茂郡八本松町	岡山少年院	岡山県都窪郡妹尾町
貴船原少女苑	広島県佐伯郡五日市町	美保少年院	米子市大篠津町
新光学院	山口県熊毛郡平生町		

◇ 福岡管区

福岡少年院	福岡市大字老司	佐世保少年院	佐世保市大塔町
中津少年学院	大分県中津市大貞	大分少年院	大分県大野郡三重町
筑紫少女苑	福岡市大字尾形原	人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦村

◇ 仙台管区

東北少年院	仙台市長町	置賜学院	米沢市下新田
秋田県仙北寮	大曲市中道	盛岡少年院	盛岡市下厨川
青葉女子学園	仙台市長町		

◇ 札幌管区

北海少年院	北海道千歳郡千歳町	千歳少年院	北海道千歳郡千歳町
紫明女子学院	北海道空知郡歌志内町		

◇ 高松管区

四国少年院	善通寺市善通寺町	松山少年院	松山市古三津町
丸亀少女の家	丸亀市中津町		

少年鑑別所の名称及び所在地

◇ 東京管区

東京少年鑑別所	東京都練馬区仲町	宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町
横浜少年鑑別所	横浜市保土ヶ谷区岩井町	前橋少年鑑別所	前橋市岩神町
浦和少年鑑別所	浦和市常盤町	静岡少年鑑別所	静岡市小鹿
		甲府少年鑑別所	甲府市東光寺町



千葉少年鑑別所 千葉市作草部町  
水戸少年鑑別所 水戸市堀町

長野少年鑑別所 長野市三輪四ツ石  
新潟少年鑑別所 新潟市川岸町

◇ 大阪管区

大阪少年鑑別所 大阪市都島区都島南通  
京都少年鑑別所 京都市左京区吉田  
大津少年鑑別所 大津市膳所椿原町

神戸少年鑑別所 神戸市兵庫区下祇園町  
奈良少年鑑別所 奈良市般若寺町  
和歌山少年鑑別所 和歌山市元町奉行町

◇ 名古屋管区

名古屋少年鑑別所 名古屋市千種区北千種町  
津少年鑑別所 津市大字古河  
岐阜少年鑑別所 岐阜市鷺山中洙

福井少年鑑別所 福井市幾久町  
金沢少年鑑別所 金沢市上弓ノ町  
富山少年鑑別所 富山市長江

◇ 広島管区

広島少年鑑別所 広島市宇品町  
山口少年鑑別所 山口市下清水  
岡山少年鑑別所 岡山市厳井

鳥取少年鑑別所 鳥取市湯所町  
松江少年鑑別所 松江市内中原町

◇ 福岡管区

福岡少年鑑別所 福岡市長浜町  
小倉少年鑑別所 小倉市日明緑ヶ岡  
佐賀少年鑑別所 佐賀市神野町  
長崎少年鑑別所 長崎市橋口町

大分少年鑑別所 大分市新川東  
熊本少年鑑別所 熊本市池田町  
鹿児島少年鑑別所 鹿児島市鴨池町  
宮崎少年鑑別所 宮崎市鶴島町

◇ 仙台管区

仙台少年鑑別所 仙台市北六番町  
福島少年鑑別所 福島市御山町  
平少年鑑別支所 平市六人町  
山形少年鑑別所 山形市小白川町

盛岡少年鑑別所 盛岡市宿田後  
秋田少年鑑別所 秋田市八橋字下八橋  
青森少年鑑別所 青森市大字大野

◇ 札幌管区

札幌少年鑑別所 札幌市南二五条  
函館少年鑑別所 函館市中島町

旭川少年鑑別所 旭川市東町  
釧路少年鑑別所 釧路市弥生町

◇ 高松管区

高松少年鑑別所 高松市藤塚町  
徳島少年鑑別所 徳島市助任本町

高知少年鑑別所 高知県長岡郡後免町  
松山少年鑑別所 松山市西立花町

3) 地方更生保護委員会

法務省設置法第13条の8

法 規

地方更生保護委員会事務局組織規程 (昭和27年8月1日) (法務省令 第3号)

(この規程の趣旨)

第1条 犯罪者予防更生法第17条第3項の規定による地方更生保護委員会事務局の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(部)

第2条 地方更生保護委員会事務局に総務部及び審査部を置く。

(総務部の分課及びその所掌事務)

第3条 総務部に総務課及び調査連絡課を置く。

2 総務課において、左の事務をつかさどる。

- 1 局内事務の総合調整に関する事項
- 2 官印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 人事に関する事項
- 5 会計に関する事項
- 6 保護観察所の管理の事務に関する事項
- 7 地方更生保護委員会の議事に関する事項
- 8 他の部及び課の所掌に属しない事項

3 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 保護観察、犯罪予防活動の助長その他保護観察所の事務の監督に関する事項
- 2 保護司の指導監督に関する事項
- 2 更生保護会その他更生保護事業の監督に関する事項
- 4 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 5 更生保護に関する資料の収集整備に関する事項
- 6 統計及び報告に関する事項

(審査部の分課及びその所掌事務)

第4条 審査部に審査第一課及び審査第二課を置く。

2 審査第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 仮退院及び退院の許可並びに仮退院中の者の戻し収容手続に関する事項
- 2 不定期刑を言渡された者の仮出獄の許可及びその取消に関する事項
- 3 不定期刑の終了決定に関する事項
- 4 不定期刑を言渡された者で仮出獄中のものの保護観察の停止に関する事項
- 5 前各号の決定の執行に関する事項

3 審査第二課においては、左の事務をつかさどる。



- 1 前項第2号以外の仮出獄の許可及びその取消並びに仮出場の許可に関する事項
- 2 前項第4号以外の仮出獄中の者の保護観察の停止に関する事項
- 3 前各号の決定の執行に関する事項

(関東地方更生保護委員会事務局の特例)

第5条 関東地方更生保護委員会事務局の審査部には、前条第1項の規定にかかわらず、審査第一課、審査第二課及び審査第三課を置く。

- 2 審査第一課においては、前条第2項に掲げる事務をつかさどる。
- 3 審査第二課においては、前条第3項第1号及び第3号の事務中仮出獄の許可及びその決定の執行に関するものをつかさどる。
- 4 審査第三課においては、前条第3項に掲げる事務中前項以外のものをつかさどる。

(部長及び課長)

第6条 各部に部長を、各課に課長を置く。

- 2 部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ部務及び課務を掌理する。

(他の部又は課の所掌事務の処理)

第7条 事務局長は、特に必要があるときは、一の部又は課に属する事務を他の部又は課において処理させることができる。

(執務細則)

第8条 事務局長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

### 業務の内容

地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)第12条に定める事務をつかさどるため、高等裁判所の所在地(全国8カ所)に設置され、それぞれ事務局が置かれている。地方委員会は、法務大臣が任命する3人以上9人以下の委員をもつて組織し、犯罪者予防更生法の定めるところにより、

- 1) 刑法第28条及び第30条第1項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取り消すこと。
- 2) 長期と短期とを定めて言い渡された刑につき、その執行を受け終つたものとする処分を行うこと。
- 3) 仮退院及び退院を許すこと。
- 4) その他犯罪者予防更生法又は、他の法律の定めるところにより、刑法第25条の2第2項にいう行政官庁として、刑の執行を猶予されたる者にして保護観察に付せられた者の保護観察の仮解除と並びにその処分を取り消すこと、保護観察所の事務の監督に関する事務、保護司及び更生保護会の指導監督等地方委員会の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。地方委員会の名称、位置及び管轄区域は別表による。

### 業務の実施状況

地方委員会の本年における業務の実施状況に関する諸統計その他については、この年鑑

の保護局各課の業務実施状況の項において記述されているところによりここには省略する。

### 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東地方更生保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広島市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

## 4 保護観察所

法務省設置法第13条の8

### 法 規

保護観察所組織規程 (昭和28年8月1日法務省令第4号)

改正 昭和29年11月1日法務省令第130号  
同 11月21日同 第140号

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第13条の8第7項の規定による保護観察所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所 長)

第2条 保護観察所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

- 2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(分 課)

第3条 保護観察所に総務課、調査連絡課、保護課及び観察課を置く。

(総務課の事務)

第4条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 所内事務の総合調整に関する事項
- 2 官印の管守に関する事項
- 3 公文書の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 人事に関する事項
- 5 会計に関する事項



- 6 保護司の選考に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項  
(調査連絡課の事務)

第5条 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 更生保護に必要な社会資源の調査活用に関する事項
- 2 犯罪の予防に関する事項
- 3 保護司の教養訓練に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業の指導監督及び育成に関する事項
- 5 更生保護に関する資料の収集整備に関する事項
- 6 統計及び報告に関する事項

(保護課の事務)

第6条 保護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 少年法(昭和23年法律第168号)第24条第1項第1号の保護観察の準備 其他家庭裁判所との連絡に関する事項
- 2 在監者及び在院者の環境の調査及び調整並びに矯正施設との連絡に関する事項
- 3 満期釈放者等の更生保護措置に関する事項
- 4 刑の執行停止中の者の保護に関する事項
- 5 前科のまつ消に関する事項

(観察課の事務)

第7条 観察課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 少年法第24条第1項第1号の保護観察の実施(保護観察の停止及び解除並びに家庭裁判所への通告を含む。)に関する事項
- 2 仮退院中の者の保護観察(戻し収容の申出及び退院の申請を含む。)に関する事項
- 3 仮出獄中の者の保護観察(保護観察の停止及び取消の申請を含む。)に関する事項
- 4 不定期刑の終了申請に関する事項
- 5 刑法(明治41年法律第45号)第25条ノ2第1項の規定による保護観察に付せられた者の保護観察に関する事項
- 6 恩赦の実施に関する事項
- 7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和21年法律第103号)の規定による仮出所中の者の保護監督に関する事項

(保護課の置かれない保護観察所)

第8条 東京保護観察所、横浜保護観察所、大阪保護観察所、京都保護観察所、神戸保護観察所、名古屋保護観察所、広島保護観察所、福岡保護観察所、仙台保護観察所、及び札幌保護観察所以外の保護観察所には、第3条の規定にかかわらず、保護課を置かないものとし、その所掌事務は、観察課においてつかさどる。

(課長)

第9条 各課に課長を置く。

- 2 課長は、上司の命を受けて、課務を掌理する。

(他の課の所掌事務の処理)

第10条 所長は、特に必要があるときは、一の課に属する事務を他の課において処理させることができる。

(職員の駐在)

第11条 鹿児島県名瀬市に、鹿児島保護観察所の職員を駐在させることができる。

- 2 前項の職員は、所長の指揮監督を受け、鹿児島地方裁判所名瀬支部の管轄する地域における保護観察所の所掌に属する事務に従事する。

(執務細則)

第12条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

### 業務の内容

保護観察所は法務大臣の管理の下に、各地方裁判所(全国49カ所)所在地に設置され、犯罪者予防更生法の定めるところにより、次の業務を実施している。

- 1) 少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた者、少年院から仮退院を許されている者、仮出獄を許されている者及び刑の執行を猶予せられたる者にして保護観察に付せられたる者の保護観察の実施
- 2) 犯罪の予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長すること。
- 3) その他在院及び在監者の環境の調査調整、刑の執行停止中の者の保護、更生緊急保護法による満期釈放者に対する更生保護措置、平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第13号)の規定による仮出所中の者の保護監督に関する事務、恩赦の実施に関する事務並びに保護司及び更生保護会の指導監督等犯罪者予防更生法又は他の法律による保護観察所の所掌に属せしめられた事務を処理している。保護観察所の内部組織は、保護観察所組織規程(昭和27年省令第4号)の定めるところにより、その名称、位置及び管轄区域は別表の通りである。

### 業務の実施状況

本年における保護観察所の業務の実施に関する諸統計その他については、この年鑑における保護局各課の業務の実務状況の項において記述するところにより、ここには省略する。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京保護観察所	東 京 都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜保護観察所	横 浜 市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和保護観察所	浦 和 市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉保護観察所	千 葉 市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸保護観察所	水 戸 市	水戸地方裁判所の管轄区域



名 称	位 置	管 轄 区 域
宇都宮保護観察所	宇 都 宮 市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋保護観察所	前 橋 市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静 岡 市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府保護観察所	甲 府 市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長 野 市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新 潟 市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大 阪 市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京 都 市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神 戸 市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良保護観察所	奈 良 市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大 津 市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和 歌 山 市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名 古 屋 市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津保護観察所	津 市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐 阜 市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福 井 市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金 沢 市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富 山 市	富山地方裁判所の管轄区域
広島保護観察所	広 島 市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山 口 市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡 山 市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥 取 市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松 江 市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福 岡 市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐 賀 市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長 崎 市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大 分 市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊 本 市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿 児 島 市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮 崎 市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙 台 市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福 島 市	福島地方裁判所の管轄区域
山形保護観察所	山 形 市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛 岡 市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋 田 市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青 森 市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札 幌 市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函 館 市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭 川 市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧 路 市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高 松 市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳 島 市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高 知 市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松 山 市	松山地方裁判所の管轄区域

## 5) 入国管理事務所

法務省設置法第13条の10

### 業 務 の 内 容

法務大臣の管理の下に、法務省設置法第11条の2第1号（出入国の管理に関する事項）及び第2号（本邦における外国人の在留に関する事項）の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所組織規程（昭和27年法務省令第6号）に基き次の事務を行う。

第4条 入国管理事務所に総務課、審査課及び警備課を置く。

（総務課の事務）

第5条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 官印の管守に関する事項
- 2 公文書類及び有線又は無線による通信の授受、発送及び保存に関する事項
- 3 職員の人事、給与、厚生及び共済組合に関する事項
- 4 職員の教養及び訓練に関する事項
- 5 渉外に関する事項
- 6 啓発及びこう報に関する事項
- 7 会計に関する事項
- 8 歳入歳出以外の現金の出納に関する事項
- 9 行政財産及び物品の管理並びに不用財産の処分に関する事項
- 10 輸送機関及び通信施設の整備及び維持管理に関する事項
- 11 建物その他の施設の設置、改修及び維持管理に関する事項
- 12 入国審査官及び入国警備官の制服、装備等の補給及び管理に関する事項
- 13 所内の取締に関する事項
- 14 他の課の所掌に属しない事項

（審査課の事務）

第6条 審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の上陸及び在留資格の審査並びに在留許可に関する事項
- 2 外国人の在留資格の変更、在留期間の更新及び永住等の許可に関する事項
- 3 外国人の出国及び再入国に関する事項
- 4 日本人の出国及び帰国に関する事項
- 5 違反審査に関する事項
- 6 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- 7 被収容者の放免仮放免及び仮放免の取消に関する事項
- 8 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- 9 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- 10 通報者に対する報償金の交付に関する事項



- 11 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項
- 12 出国する外国人の登録証明証の返還に関する事項
- 13 出入国の管理及び行政訴訟に関する関係機関との連絡に関する事項
- 14 出入国の管理に関する記録、調査及び統計に関する事項  
(警備課の事務)

第7条 警備課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の旅券、上陸許可書又は登録証明書の呈示請求に関する事項
- 2 違反調査に関する事項
- 3 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- 4 退去強制理由に該当すると思料される者についての通報に関する事項
- 5 入国警備官の訓練、紀律、配置及び職責に関する事項
- 6 武器の携帯、使用及び管理に関する事項
- 7 被収容者の処遇に関する事項。
- 8 収容場その他の施設の警備に関する事項
- 9 水難から救護された外国人の保護及び送還に関する事項

入国管理事務所所在地表 (昭32. 12. 31現在)

名称	位置	管轄区域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
東京入国管理事務所	東京都	東京都 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 山梨県 長野県 新潟県
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県 静岡県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
大阪入国管理事務所	大阪市	大阪府 京都府 奈良県 滋賀県 和歌山県 兵庫県の内 伊丹市
神戸入国管理事務所	神戸市	兵庫県 (伊丹市を除く)
高松入国管理事務所	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
広島入国管理事務所	広島市	広島県 岡山県 鳥取県 島根県 山口県の内 岩国市
下関入国管理事務所	下関市	山口県 (岩国市を除く) 福岡県のうち門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、京都郡、築上郡及び遠賀郡
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県 (門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、京都郡、築上郡及び遠賀郡を除く) 佐賀県 熊本県 大分県 長崎県
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県 鹿児島県

入国管理事務所港出張所所在地表 (昭32. 12. 31現在)

入国管理事務所	港出張所	位置	入国管理事務所	港出張所	位置
札幌	釧路	釧路市	広島	新居浜	新居浜市
	稚内	稚内市		広島	広島市
	根室	根室市		尾道	尾道市
	小樽	小樽市		呉	呉市
	室蘭	室蘭市		宇野	玉野市
	函館	函館市		岩国	岩国市
仙台	青森	青森市	下関	松江	松江市
	釜石	釜石市		下関	下関市
	酒田	酒田市		宇部	宇部市
東京	東京	東京都	福岡	徳山	徳山市
	羽田	東京都		門司	門司市
	立川	立川市		八幡	八幡市
	新潟	新潟市		若松	若松市
横浜	横浜	横浜市	福岡	博多	福岡市
	横須賀	横須賀市		板付	福岡市
	川崎	川崎市		三池	大牟田市
	清水	清水市		津久見	津久見市
名古屋	名古屋	名古屋市	福岡	唐津	唐津市
	四日市	四日市市		長崎	長崎市
	伏木	高岡市		佐世保	佐世保市
	敦賀	敦賀市		厳原	厳原町
大阪	大阪	大阪市	鹿児島	鹿児島	鹿児島市
	和歌山	和歌山市		名瀬	名瀬市
神戸	神戸	神戸市			
	広畑	姫路市			







# 1 司法試験管理委員会

法務省設置法第13条の12

## 業務の内容

司法試験管理委員会は、法務大臣の所轄の下に法務省の外局として設置され、司法試験法（昭和24年法律第140号）に基づいて、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験としての司法試験を管理している。

司法試験管理委員会は、法務事務次官、最高裁判所事務総長及び日本弁護士会連合会の推薦に基づいて法務大臣が任命する弁護士1人の3人の司法試験管理委員をもって組織し、互選によつて選出された者が委員長に任命される。現在の委員長は、法務事務次官である。司法試験は、法務大臣が司法試験管理委員会の推薦に基づいて試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。

司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

## 業務の実施状況

第2次試験の筆記試験については、昭和24年司法試験管理委員会規則第1号に基づき、論文式とともに、短答式（択一式）試験が施行された。また、昭和32年5月4日司法試験管理委員会規則で、昭和27年司法試験管理委員会規則第1号が、同日同第2号で、昭和31年司法試験管理委員会規則第2号がそれぞれ一部改正されて、司法試験法第4条第1項第4号の規定する者の範囲が改められた。

昭和32年度においては、第1次試験が4月7日（日）、第2次試験筆記試験が7月14日（日）から同19日（金）まで6日間、東京、京都、名古屋、岡山、福岡、仙台及び札幌で、第2次試験口述試験が10月4日（金）から同9日（水）まで6日間、東京で施行された。

受験者数は、年々増加の傾向にある。なお、昭和28年度以降の第1次試験及び第2次試験の合格者は、次のとおりである。

年 度	合格者数	
	第1次試験	第2次試験
昭和28年	40	224
昭和29年	26	250
昭和30年	36	264
昭和31年	44	297
昭和32年	91	286



法 規

イ) 司法試験法 (昭和24年5月31日法律第140号) (略)

ロ) 司法試験管理委員会規則

司法試験管理委員会規則第1号 (昭和24年6月15日施行  
昭和31年2月22日改正)

1 司法試験管理委員会会議

- 1) 会議は、委員の要求に基き、委員長が招集する。
- 2) 会議は、委員全員の出席がなければ開くことができない。
- 3) 議事は、多数決による。

2 司法試験考査委員会会議

- 1) 会議は、司法試験考査委員をもって組織する。
- 2) 委員のうちから互選された者が、議長として議事を主宰する。  
議長に事故があるときは、前項に準じて互選された者が、その職務を行う。
- 3) 会議は、委員三分の一以上の出席がなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4) 司法試験管理委員会は、会議に出席して意見を述べることができる。

3 受験手続

- 1) 司法試験を受けようとする者は、左記の書類を、司法試験管理委員会委員長に提出しなければならない。
  - 1 第1次試験については、第1号書式の願書。
  - 2 第2次試験については、
    - (イ) 第1次試験合格者は、第2号書式の願書。
    - (ロ) 司法試験法第4条に該当する者(第1次試験合格者を除く)は、第2号書式の願書及び第1次試験の免除を受ける資格を証明する書類(卒業、修業若しくは弁護士試験に出願し、又は高等試験予備試験に合格した者であることの証明書)。(第1次試験の免除を受ける資格を証明する書類に替えて、卒業証書その他の書面を願書に添えることができる。)
    - (ハ) 高等試験行政科試験に合格した者(昭和16年勅令第1号附則第2項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。)は、第2号書式の願書及びその試験に合格した者であることを証明する書類。
    - (ニ) 司法試験法第6条第3項により筆記試験の免除を受けようとする者は、第2号書式願書及び筆記免除願書(第3号書式)。
  - 3 願書には、履歴書(第4号書式)及び写真を添付すること。(写真は、出願前1年以内に帽子を着けずに撮影した手札型のものであつて、裏面に撮影年月日と氏名を自書すること。)
  - 4 受験手数料は、収入印紙を用い、願書に貼付すること。
- 2) 受験願書及び添付書類は返還しない。但し、第1次試験の免除を受ける資格を証明する書類に替えて卒業証書その他の書面を添えて提出した場合には、本人の

請求によりこれを返還する。

4 試験の運営

- 1) 1 第2次試験の筆記試験においては、論文式のほか短答式(択一式を含む。)による試験問題を課することができる。
  - 2 憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、破産法その他司法試験管理委員会において必要と認める科目の論文式問題による筆記試験及び口述試験は、受験者に法文を示して行う。
- 2) 省 略
- 3) 受験者が、試験実施の当日、試験開始の時間までに出席せず、又は試験の途中で休止したときは、その試験は受けることができない。
- 4) 受験者は、司法試験管理委員会の告示その他職員の指示を守らなければならない。
- 5) 司法試験合格者の氏名は、官報に公告する。
- 6) 司法試験の運営に関する庶務は、法務大臣官房人事課でつかさどる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



(第一号書式)

(用紙の大きさは、日本標準規格B4又は美濃判)

収入印紙  
(印五円消し  
けは消し紙  
けない)

司法試験第一次試験受験願書

本籍  
現住所

(氏名には振仮名を附すること)

氏名  
年 月 日生

私は、司法試験第一次試験を受験致したく、別紙履歴書及び写真を添えて御願います。

- (一) 受験科目  
(二) 受験希望地

昭和 年 月 日

司法試験管理委員会委員長 殿

氏名

(第二号書式)

(用紙の大きさは、日本標準規格B4又は美濃判)

収入印紙  
(印五円消し  
けは消し紙  
けない)

司法試験第二次試験受験願書

本籍  
現住所

下記のうち と消すこと	年度高等試験予備試験合格者	氏名 年 月 日生
	年度司法試験第一次試験合格者	
	年度高等試験行政科合格者	

(氏名には振仮名を附すること)

氏名  
年 月 日生

私は、司法試験第二次試験を受験致したく、別紙履歴書及び第一次試験免除資格証明書筆記試験免除願書及び写真を添えて御願います。

- (一) 筆記試験受験科目  
(二) 受験希望地

昭和 年 月 日

司法試験管理委員会委員長 殿

氏名

(第三号書式)

(用紙の大きさは、日本標準規格B4又は美濃判)

筆記試験免除願書

私は、年度司法試験第二次試験の筆記試験に合格した者ですが、今回の筆記試験を免除せられたく、司法試験法第六条第三項の規定により御願います。

昭和 年 月 日

司法試験管理委員会委員長 殿

氏名

(第四号書式)

(用紙の大きさは、日本標準規格B4又は美濃判)

履歴書

本籍  
現住所

氏名  
年 月 日生

学 事

一、何年何月 何官、公、私立何学校入学

一、何年何月 卒業

一、何年何月 何試験合格

職 業

一、何年何月 何官庁で何拝命歴任等

賞 罰

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

右 氏 名

(学事には、中等学校程度より入学、退学、転学、休学、及び卒業の年月日を明細に記載する必要がある。)

司法試験管理委員会規則第1号 (昭和25年3月1日施行)

1 第一次試験の科目

学校教育法施行規則第66条に基く大学設置基準に定める一般教養科目の各系列(人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係)に広くわたつて論文式及び短答式による試験問題を課するものとし、外国語については、英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語又は華語のうちいずれか一を受験者の選択によつて試験する。

2 第一次試験免除資格の証明手続

司法試験法第4条第1項第4号に該当する者が、司法試験第二次試験受験願書に添えて提出する第一次試験免除資格証明書は、所定の一般教養科目を履修したことを科目別及び単位別にその大学によつて証明した書類でなければならない。(卒業証書をもつてその証明に代える場合はこの限りではない。)

司法試験管理委員会規則第1号 (昭和27年5月20日施行  
昭和32年5月4日改正)

司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則

左の各号の1に該当する者は、司法試験法第4条第1項第1号から第3号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認める。

- 1 満洲国立建国大学前期を修了し又は同大学後期を卒業した者
- 2 満洲国立大学哈爾濱学院本科を卒業した者
- 3 満洲国立新京法政大学学部又は特修科を卒業した者
- 4 琉球大学を卒業した者

司法試験管理委員会規則第2号 (昭和31年2月22日施行  
昭和32年5月4日改正)

司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則

左の各号の1に該当する者は、司法試験法第4条第1項第1号から第3号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認める。

- 1 陸軍経理学校令(昭和10年勅令第325号)による陸軍経理学校本科を卒業した者
- 2 陸軍士官学校令(大正9年勅令第236号)による陸軍士官学校本科、陸軍士官学校令(昭和12年勅令第110号)による陸軍士官学校または陸軍航空士官学校令(昭和13年勅令第745号)による陸軍航空士官学校を卒業した者(陸軍中央幼年学校条例(明治36年勅令第108号)による陸軍中央幼年学校本科、陸軍士官学校令(大正9年勅令第236号)による陸軍士官学校予科または陸軍予科士官学校令(昭和12年勅令第111号)による陸軍予科士官学校の課程を経ない者を除く。)
- 3 昭和20年8月15日において陸軍経理学校本科、陸軍士官学校または陸軍航空士官学校の最終学年にあつた者(陸軍士官学校または陸軍航空士官学校の最終学年にあつた者については、陸軍予科士官学校の課程を経ない者を除く。)



## 2 公安審査委員会

法務省設置法第12条の13  
公安審査委員会設置法

### 業務の内容

#### 1 委員会の設置及び組織

公安審査委員会は、破壊活動防止法の規定により、公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体の規制に関する審査及び決定の事項を掌るために、法務省の外局として設置されている。(公安審査委員会設置法第1条)

委員会は、所掌事務について規則を制定する権限が与えられ(同設置法第13条)更に破壊活動防止法に規定する所掌事務を遂行するために左に掲げる権限を有する(同設置法第2条)

- 1 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 2 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 3 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品を調達すること。
- 4 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 5 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して活動制限の処分を行うこと。
- 6 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して解散の指定を行うこと。

委員会は、委員長及び委員六人をもつて構成され(同設置法第4条)、委員長及び委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣によつて任命され(同設置法第5条)、独立してその職権を行うものである(同設置法第3条)。

#### 2 職員

委員長の命を受けて委員会の審査及び決定に関する必要な事務を行うために委員補佐3名がおかれ(同設置法第12条)、又委員会に関する事務処理のために事務局がおかれている(同設置法第14条)、委員長、委員、委員補佐は非常勤である(同設置法第5条第5項及び第12条第4項)。

### 業務の実施状況

規制処分については、公安調査庁長官より請求がなく処理した案件は現在まで一件もない。毎月定例の会議を開き、内外一般の治安状況を聴取するほか、審査関係法令の研究を行っている。

### 関係法規

破壊活動防止法  
同法施行規則  
公安審査委員会設置法  
爆発物取締罰則  
放送法  
電波法  
行政事件訴訟特例法  
法務省設置法

## 3 公安調査庁

法務省設置法第13条の14  
法務省組織令第53条～第59条  
公安調査庁設置法  
公安調査庁組織規程

### 業務の内容

#### 1 本庁

##### 1) 総務部

公安調査庁設置法第7条に定める事務を所管する。

##### イ) 総務課

法務省組織令第54条の規定に基き機密事項、長官、次長の官印及び庁印の管守、文書、予算、経理に関する事務、各部所掌事務の連絡調整に関する事務等を所管する。

##### ロ) 職員課

法務省組織令第55条の規定に基き、人事、厚生、教養、企画、行政監察等の事務を所管する。

##### ハ) 資料課

法務省組織令第56条の規定に基き、内外資料の収集、整理及び保管に関する事務を所管する。

##### ニ) 審理課

法務省組織令第57条の規定に基き、破壊活動防止法の規定による弁明の聴取並びに処分の請求に関する事務及び所掌事務に関する法令の整備に関する事務を所管する。

##### 2) 調査第一部

公安調査庁設置法第8条の規定に基き、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

##### イ) 第一課

法務省組織令第59条の規定に基き、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

##### ロ) 第二課

法務省組織令第61条の規定に基き、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

##### ハ) 第三課

法務省組織令第62条の規定に基き、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

##### ニ) 第四課

法務省組織令第63条の規定に基き、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。



### 3) 調査第二部

公安調査庁設置法第9条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

#### イ) 第一課

法務省組織令第65条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

#### ロ) 第二課

法務省組織令第66条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

#### ハ) 第三課

法務省組織令第67条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

### 4) 参事、官

公安調査庁組織規程第2条の規定に基づき、重要な庁務に参画する。

## 2 附属機関—公安調査庁研修所

公安調査庁設置法第10条の規定に基づき、公安調査庁の職員に対する職務上必要な訓練に関する事務を所管する。

## 3 地方支分部局

### 1) 公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する都道府県の地域を管轄して同法第8条及び第9条に規定する事務を分掌する外、同法別表第2上欄に記載する公安調査局の長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局の事務を指揮監督する。

#### イ) 総務課

公安調査庁組織規程第9条の規定に基づき、文書、人事、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

#### ロ) 調査第一課

公安調査庁組織規程第9条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イからニまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

#### ハ) 調査第二課

公安調査庁組織規程第11条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

### 2) 地方公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する道府県の地域を管轄して同法第8条及び第9条に規定する事務を分掌する。

#### イ) 第一課

公安調査庁組織規程第16条の規定に基づき、文書、人事、庶務、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

#### ロ) 第二課

公安調査庁組織規程第17条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

### 業務の実施状況

昭和32年中には、公安調査庁長官において破壊的団体の規制処分の請求の手續を執つたものはない。



公安調査局及び地方公安調査局の名称、位置並びに管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東公安調査局	東京都	東京都
神奈川地方公安調査局	横浜市	神奈川県
埼玉地方公安調査局	浦和市	埼玉県
千葉地方公安調査局	千葉市	千葉県
茨城地方公安調査局	水戸市	茨城県
栃木地方公安調査局	宇都宮市	栃木県
群馬地方公安調査局	前橋市	群馬県
山梨地方公安調査局	甲府市	山梨県
長野地方公安調査局	長野市	長野県
新潟地方公安調査局	新潟市	新潟県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府
京都地方公安調査局	京都市	京都府
兵庫地方公安調査局	神戸市	兵庫県
奈良地方公安調査局	奈良市	奈良県
滋賀地方公安調査局	大津市	滋賀県
和歌山地方公安調査局	和歌山市	和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県
三重地方公安調査局	津市	三重県
静岡地方公安調査局	静岡市	静岡県
岐阜地方公安調査局	岐阜市	岐阜県
福井地方公安調査局	福井市	福井県
富山地方公安調査局	富山市	富山県
石川地方公安調査局	金沢市	石川県
中国公安調査局	広島市	広島県
山口地方公安調査局	山口市	山口県
岡山地方公安調査局	岡山市	岡山県
鳥取地方公安調査局	鳥取市	鳥取県
島根地方公安調査局	松江市	島根県
九州公安調査局	福岡市	福岡県
佐賀地方公安調査局	佐賀市	佐賀県
長崎地方公安調査局	長崎市	長崎県
大分地方公安調査局	大分市	大分県
熊本地方公安調査局	熊本市	熊本県
鹿児島地方公安調査局	鹿児島市	鹿児島県
宮崎地方公安調査局	宮崎市	宮崎県

東北公安調査局	仙台市	宮城県
福島地方公安調査局	福島市	福島県
山形地方公安調査局	山形市	山形県
岩手地方公安調査局	盛岡市	岩手県
秋田地方公安調査局	秋田市	秋田県
青森地方公安調査局	青森市	青森県
北海道公安調査局	札幌市	北海道のうち 函館地方公安調査局、旭川地方公安調査局、釧路地方公安調査局及び北見地方公安調査局の管轄区域を除いた区域
函館地方公安調査局	函館市	北海道のうち 渡島支庁管内、檜山支庁管内、後志支庁管内のうち、歌棄郡、寿都郡、島牧郡
旭川地方公安調査局	旭川市	北海道のうち 上川支庁管内、留萌支庁管内、宗谷支庁管内、空知支庁管内のうち、雨竜郡、空知郡のうち、音江村
釧路地方公安調査局	釧路市	北海道のうち 十勝支庁管内、釧路支庁管内、根室支庁管内
北見地方公安調査局	北見市	北海道のうち 網走支庁管内
四国公安調査局	高松市	香川県
愛媛地方公安調査局	松山市	愛媛県
徳島地方公安調査局	徳島市	徳島県
高知地方公安調査局	高知市	高知県



V

検 察 庁



# 1 検察庁法 (昭和22年4月16日法律第61号) 同 27年7月31日 同 第268号)

本文 昭和32年1月1日現在

第1条 検察庁は、検察官の行う事務を総括するところとする。

② 検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。

第2条 最高検察庁は、最高裁判所に、高等検察庁は、各高等裁判所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所にそれぞれ対応してこれを置く、

② 地方検察庁は、各家庭裁判所にも、それぞれ対応するものとする。

③ 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置は、政令でこれを定める。

④ 法務大臣は、必要と認めるときは、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の支部にそれぞれ対応して高等検察庁又は地方検察庁の支部を設け、当該検察庁の事務の一部を取り扱わせることができる。

第3条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第5条 検察官は、いずれかの検察庁に属し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前条に規定する職務を行う。

第6条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第7条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第8条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内にある地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第9条 各地方検察庁に検事正各1人を置き、1級の検事を以てこれに充てる。

② 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第10条 2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各1人を置き、検事を以てこれに充てる。

② 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が2人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、且つ、その庁の職員を指揮監督する。



第11条 検事総長、検事長、又は検事正は、その指揮監督する検察官に、第7条第1項、第8条又は第9条第2項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第12条 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官の事務を自ら取り扱い又はその指揮監督する他の検察官に取り扱わせることができる。

第13条 検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故あるとき、又は検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときはその庁の他の検察官が、法務大臣の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

② 区検察庁の庁務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。

第14条 法務大臣は、第4条及び第6条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

第15条 検事総長、次長検事及び各検事長は1級とし、その任免は、内閣が行い、天皇がこれを認証する。

② 検事は1級又は2級とし、副検事は2級とする。

第16条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣がこれを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第17条 法務大臣は、高等検察庁又は地方検察庁の検事の中から、高等検察庁又は地方検察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。

第18条 2級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 司法修習生の修習を終えた者
- 2 裁判官の職に在った者
- 3 3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在った者

② 副検事は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者で副検事選考審査会の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

- 1 裁判所法（昭和22年法律第59号）第69条第1項の試験に合格した者
- 2 3年以上政令で定める2級官吏その他の公務員の職にあつた者

③ 3年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第1項の規定にかかわらず、これを2級の検事に任命及び叙級することができる。

④ 副検事選考審査会に関する規程は、政令でこれを定める。

第19条 1級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 8年以上2級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職に在った者
- 2 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職にあつた者
- 3 前条第1項第1号又は第3号の資格を得た後8年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は2級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官の職に在った者
- 4 前条第1項第1号又は第3号の資格を有し1年以上1級官吏の職に在った者

② 前項第1号及び第3号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

③ 前条第3項の規定により検事に任命された者は、第1項第3号及び第4号の規定の適用については、これを同条第1項第1号の資格を有する者とみなす。

第20条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当するものは、これを検察官に任命することができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第21条 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第22条 検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。

第23条 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

② 検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

- 1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合
- 2 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 3 職権で各検察官について随時審査を行う場合

③ 検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。

④ 検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官、法務省の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選出された11人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる国会議員は、衆議院議員4人及び参議院議員2人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑤ 検察官適格審査会に、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員を置く。

⑥ 各委員の予備委員は、それぞれの委員と同一の資格ある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑦ 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けた時は、その予備委員が、その職務を行う。

⑧ 前7項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第24条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。



第25条 検察官は、前3条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第26条 最高検察庁に検事総長秘書官を置く。

② 検事総長秘書官は、2級とする。

③ 検事総長秘書官は、検事総長の命を受けて機密に関する事務を掌る。

第27条 検察庁に検察事務官を置く。

② 検察事務官は、2級又は3級とする。

③ 検察事務官は、上官の命を受けて検察庁の事務を掌り、又、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第28条 検察庁に、検察技官を置く。

② 検察技官は、2級又は3級とする。

③ 検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

第29条 検察庁の職員の定員は、別に法律でこれを定める。

第30条 削除

第31条 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互に必要な補助をする。

第32条 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第32条の2 この法律第15条、第18条乃至第20条及び第22条乃至第25条の規定は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第13条の規定に依り、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

附 則（抄）

第36条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第37条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第18条及び第19条の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において3年に達する者についてその3年に達した時も同様とする。

② この法律施行前弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経たものは、前項の規定にかかわらず、その試験を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

③ 弁護士たる資格を有する者が朝鮮弁護士令（昭和11年制令第4号）台湾弁護士令（昭和10年法律第7号）又は関東州弁護士令（昭和11年勅令第16号）による弁護士（以下外地弁護士と称する）の職に在つたときは、第18条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が3年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて3年以上になるものは、その3年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経たものは、その試験を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

## 2 検察庁の組織及び職員

### 1) 検察庁の組織

#### イ 検察庁数

(昭和32.12.31 現在)

区分	高等検察庁名	同支部数	所轄地方 検察庁数	同支部数	所轄区 検察庁数	
庁 名	東京高等検察庁		11	55	138	
	大阪高等検察庁		6	27	82	
	名古屋高等検察庁	1	6	25	58	
	広島高等検察庁	2	5	25	63	
	福岡高等検察庁	1	7	45	90	
	仙台高等検察庁	1	6	30	61	
	札幌高等検察庁	1	4	15	44	
	高松高等検察庁		4	13	34	
計	1	8	6	49	235	570

#### ロ 検察庁の名称及び所在地

(昭和32.12.31 現在)

① 最高検察庁 東京都千代田区霞ヶ関1ノ1

② 高等検察庁 (8箇所)

名 称	所 在 地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
大阪高等検察庁	大阪市北区若松町8
名古屋高等検察庁	名古屋市中区南外堀町6ノ1
広島高等検察庁	広島市基町1
福岡高等検察庁	福岡市浜町1
仙台高等検察庁	仙台市良寛院丁33
札幌高等検察庁	札幌市大通西13丁目
高松高等検察庁	高松市内町10

③ 高等検察庁支部 (6箇所)

名 称	所 在 地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市上胡桃町27
広島高等検察庁岡山支部	岡山弓之町125
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市鶴来町2ノ13
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市土手谷地町1ノ1
札幌高等検察庁函館支部	函館市新川町28



④ 地方検察庁 (49箇所) (昭和32.12.31 現在)

高検名	名称	所在地
東京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	浦和地方検察庁	浦和市常盤町1ノ165
	千葉地方検察庁	千葉市吾妻町3ノ65
	水戸地方検察庁	水戸市北三ノ丸120
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡町2646
	前橋地方検察庁	前橋市曲輪町乙72
	静岡地方検察庁	静岡市追手町251ノ8
	甲府地方検察庁	甲府市錦町4ノ3
	長野地方検察庁	長野市花咲町1237
	新潟地方検察庁	新潟市川岸町1ノ49
大阪 6	大阪地方検察庁	大阪市北区若松町8
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下ル両御 霊町
	神戸地方検察庁	神戸市生田区橋通り2ノ30
	奈良地方検察庁	奈良市登大路町3
名古屋 6	大津地方検察庁	大津市松本月見坂町
	和歌山地方検察庁	和歌山市二番町3ノ1
	名古屋地方検察庁	名古屋市中区南外堀町6ノ1
	津地方検察庁	津市丸ノ内殿町2087ノ6
	岐阜地方検察庁	岐阜市今沢町1
広島 5	福井地方検察庁	福井市宝永上町50
	金沢地方検察庁	金沢市上胡桃町27ノ1
	富山地方検察庁	富山市西田地方町861ノ3
	広島地方検察庁	広島市基町1
	山口地方検察庁	山口市今道45
福岡 7	岡山地方検察庁	岡山市弓之町122
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町89
	松江地方検察庁	松江市母衣町50
	福岡地方検察庁	福岡市浜町1
	佐賀地方検察庁	佐賀市松原町77
仙台 6	長崎地方検察庁	長崎市万歳町1
	大分地方検察庁	大分市荷場町31
	熊本地方検察庁	熊本市京町1ノ50
	鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町68ノ6
	宮崎地方検察庁	宮崎市鶴米町2ノ13
山形	仙台地方検察庁	仙台市良寛院丁33
	福島地方検察庁	福島市御山町17
山形	山形市六日町字寒河江町1041ノ3	

高検名	名称	所在地
札幌 4	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸10
	秋田地方検察庁	秋田市土手谷地町1ノ1
	青森地方検察庁	青森市大字大野字北片岡170
	札幌地方検察庁	札幌市大通西13丁目
高松 4	函館地方検察庁	函館市新川町28
	旭川地方検察庁	旭川市八条通6丁目
	釧路地方検察庁	釧路市浦見町3ノ1
	高松地方検察庁	高松市内町10
高松	徳島地方検察庁	徳島市中徳島町1ノ1ノ23
	高知地方検察庁	高知市升形50
	松山地方検察庁	松山市一番町甲15ノ8

備考 高検名の下に数字は、管内地方検察庁の数を示す。

⑤ 地方検察庁支部 (235箇所) (昭和32.12.32 現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東京 1	八王子	甲	前橋 6	足利	甲	新潟 9	三条	乙
	横須賀	甲		利田	乙		新発田	甲
横浜 2	小田	甲	浦和 4	沼田	乙	大 阪 2	新上	乙
	越谷	乙		太田	乙		村岡	甲
浦和 4	川越	乙	千葉 7	高崎	甲	大 阪 2	長崎	乙
	熊谷	甲		中之条	乙		柏崎	乙
千葉 7	秩父	乙	静岡 5	富田	乙	大 阪 2	六日	乙
	倉宮	乙		沼津	甲		高田	甲
水戸 6	一宮	乙	甲府 2	吉原	乙	大 阪 2	糸魚	乙
	松戸	甲		下原	乙		相川	乙
水戸 6	更津	甲	長野 9	浜松	甲	大 阪 2	岸和田	乙
	八日市場	甲		掛川	乙		部津	乙
水戸 6	日立	乙	甲府 2	飯都	乙	大 阪 2	宮山	乙
	立田	乙		飯上	乙		鶴山	甲
水戸 6	太田	乙	長野 9	岩村	甲	大 阪 2	舞知	乙
	浦崎	甲		松本	乙		伊丹	乙
水戸 6	ケ崎	乙	長野 9	大曾	乙	大 阪 2	福知	甲
	生妻	甲		木曾	乙		山丹	甲
水戸 6	岡原	乙	長野 9	諏訪	甲	大 阪 2	石山	乙
	真田	乙		飯田	甲		原路	乙
水戸 6	大原	甲	長野 9	飯伊	乙	大 阪 2	姫	乙
	木	甲		那	乙		社	乙











地検名	区	検	察	庁	地検名	区	検	察	庁
	い	岐	福	江	有	川	敵	原	秋
	上	県	岐	江	有	川	敵	原	田
大分	大	分	別	府	杵	築	国	東	10
12	中	津	字	佐	佐	田	日	田	青
	竹	田	三	重	佐	伯	日	杵	森
熊本	く	も	み	す	あ	お	た	な	9
14	ま	と	み	み	ら	お	ま	ま	札
	や	本	三	角	荒	尾	玉	名	幌
	ま	鹿	宮	ち	高	森	御	な	12
	あ	部	や	地	高	た	人	な	函
	ま	部	八	代	高	た	人	な	館
	あ	部	八	代	高	た	人	な	8
	ま	部	八	代	高	た	人	な	旭
	あ	部	八	代	高	た	人	な	川
	ま	部	八	代	高	た	人	な	11
	あ	部	八	代	高	た	人	な	釧
	ま	部	八	代	高	た	人	な	路
	あ	部	八	代	高	た	人	な	13
	ま	部	八	代	高	た	人	な	高
	あ	部	八	代	高	た	人	な	松
	ま	部	八	代	高	た	人	な	島
	あ	部	八	代	高	た	人	な	8
	ま	部	八	代	高	た	人	な	徳
	あ	部	八	代	高	た	人	な	島
	ま	部	八	代	高	た	人	な	7
	あ	部	八	代	高	た	人	な	高
	ま	部	八	代	高	た	人	な	知
	あ	部	八	代	高	た	人	な	8
	ま	部	八	代	高	た	人	な	松
	あ	部	八	代	高	た	人	な	山
	ま	部	八	代	高	た	人	な	11
	あ	部	八	代	高	た	人	な	盛
	ま	部	八	代	高	た	人	な	岡
	あ	部	八	代	高	た	人	な	11

備考 地検名の下に数字は、管内区検の数を示す。

2) 検察官政令(勅令)定員沿革 (但し昭和19年以前抄録)

年	職名	大審院検事局		控訴院検事局		地方・区裁判所検事局			合計			
		総長	検事	検事	検事	検事	地方	区				
勅令	188号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	443	481
勅令	23号	1	4	5	7	17	24	49	95	210	354	383
勅令	17号	1	416	-	7	-	-	49	-	-	-	473
勅令	122号	1	7	8	7	30	37	49	59	174	318	363
勅令	31号	1	7	8	7	29	36	50	92	201	343	387
勅令	93号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
勅令	35号	1	7	8	7	23	30	50	299	349	387	390
勅令	79号	1	7	8	7	22	29	51	300	441	478	478
勅令	40号	1	7	8	7	22	29	51	482	533	570	570
勅令	152号	1	7	8	7	30	37	51	472	523	538	538
勅令	43号	1	7	8	7	30	37	51	527	578	636	636
勅令	171号	1	7	8	7	22	29	51	519	570	628	628
勅令	2号	1	7	8	7	22	29	51	482	533	570	570
勅令	122号	1	7	8	7	30	37	51	472	523	538	538
勅令	6号	1	7	8	7	30	37	51	527	578	636	636
勅令	9号	1	7	8	7	22	29	51	482	533	570	570
勅令	8号	1	7	8	7	30	37	51	472	523	538	538
勅令	150号	1	7	8	7	30	37	51	527	578	636	636
勅令	12号	1	13	14	7	37	44	51	527	578	636	636
勅令	163号	1	13	14	7	37	44	51	519	570	628	628
勅令	3号	1	13	14	7	37	44	51	519	570	628	628
勅令	280号	1	13	14	7	37	44	51	519	570	628	628
勅令	7号	1	13	14	7	37	44	51	519	570	628	628
勅令	575号	1	13	14	7	37	44	51	519	570	628	628
勅令	12号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	572号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	13号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	564号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	14号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	12号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	16号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	190号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	16号	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令	794号	1	11	12	7	41	43	51	514	565	625	625
勅令	17号	1	11	12	7	41	43	51	499	550	610	610
勅令	811号	1	11	12	7	41	43	51	499	550	610	610
勅令	18号	1	11	12	7	41	43	51	499	550	610	610
勅令	15号	1	11	12	7	41	43	51	499	550	610	610
勅令	20.1.15	1	11	12	7	41	43	51	499	550	610	610
勅令	319号	1	11	12	7	41	43	51	499	550	610	610
勅令	20.5.21	1	11	12	7	41	43	51	499	550	610	610



年 度	職 名	大審院検事局			控訴院検事局			地方・区裁判所検事局			合 計
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	
勅 令 444 号 昭和 20. 8. 1		1	11	12	8	41	49	51	546	597	658
勅 令 47 号 昭和 21. 8. 31		1	9	10	7	35	42	51	456	507	559
勅 令 230 号 昭和 21. 4. 15		1	9	10	7	35	42	51	490	541	593
勅 令 295 号 昭和 21. 6. 1		1	9	10	7	35	42	51	565	616	668
勅 令 419 号 昭和 21. 9. 6		1	9	10	7	35	42	51	565	616	668
年 度	職 名	検事総長	次長検事	検事長	検事 1 級	検事 2 級	副検事	計			
政 令 36 号 昭和 22. 5. 3		1	1	8	72	777	430	1,389			
政 令 125 号 昭和 22. 7. 5		1	1	8	72	777	430	1,389			
政 令 297 号 昭和 22.12.27		1	1	8	73	778	430	1,391			
政 令 137 号 昭和 23. 6. 24		1	1	8	73	778	430	1,391			
政 令 293 号 昭和 23. 9. 17		1	1	8	73	778	530	1,391			
法 律 126 号 昭和 24. 5. 31		1	1	8	920		737	1,667			
府 令 142 号 昭和 25.12.13		1	1	8	920		743	1,673			
法 律 81 号 昭和 26. 3. 31		1	1	8	920		787	1,717			
法 律 95 号 昭和 28. 7. 31		1	1	8	970		737	1,717			
法 律 186 号 昭和 29. 6. 17		1	1	8	970		737	1,717			
法 律 29 号 昭和 30. 6. 30		1	1	8	990		717	1,717			
法 律 48 号 昭和 31. 3. 31		1	1	8	990		717	1,717			
法 律 59 号 昭和 32. 4. 10		1	1	8	990		717	1,717			

### 3) 検 察 庁 職 員 数 (昭和32.12.31 現在)

職 種	検 察 庁 別	全 国 検 察 庁				
		最 高 検	高 検	地 検	区 検	計
検 事 総 長	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	1	-	-	-	1
	欠 員	-	-	-	-	-
次 長 検 事	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	1	-	-	-	1
	欠 員	-	-	-	-	-
検 事 長	配置定員	-	8	-	-	8
	現在員	-	8	-	-	8
	欠 員	-	-	-	-	-
検 事	配置定員	16	121	853	-	990
	現在員	16	104	824	-	944
	欠 員	-	17	29	-	46
副 検 事	配置定員	-	-	-	717	717
	現在員	-	-	-	662	662
	欠 員	-	-	-	55	55
総 長 秘 書 官	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	(1)	-	-	-	(1)
	欠 員	1	-	-	-	1
事 務 官	配置定員	68	329	3,959	1,206	5,562
	現在員	59	326	3,955	1,197	5,537
	欠 員	9	3	4	9	25
そ の 他 の 職 員	配置定員	33	223	2,344	591	3,191
	現在員	42	221	2,327	576	3,166
	欠 員	△9	2	17	15	25
計	配置定員	120	681	7,156	2,514	10,471
	現在員	119	659	7,106	2,435	10,319
	欠 員	1	22	50	79	152

注 検事総長秘書官は、検事が兼ねて任ぜられている。

△印は過員。



4) 検 察 官 の 俸 給

(昭和23年法律第76号 改正 昭和32年6月法律第157号)

区 分	月 額
検 事 総 長	88,000円
次 長 検 事	75,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	78,000
そ の 他 の 検 事 長	75,000

区 分	号 俸	月 額
検 事	特 号	75,000円
	特 号 号	72,000
	1 号 号	67,200
	2 号 号	62,400
	3 号 号	57,600
	4 号 号	53,200
	5 号 号	51,000
	6 号 号	44,400
	7 号 号	41,000
	8 号 号	37,000
	9 号 号	33,500
	10 号 号	30,400
	11 号 号	28,400
	12 号 号	26,200
	13 号 号	23,600
	14 号 号	19,300
副 検 事	15 号 号	18,300
	16 号 号	16,300
	特 号	51,000
	特 号 号	44,400
	1 号 号	41,000
	2 号 号	37,000
	3 号 号	33,500
	4 号 号	30,400
	5 号 号	28,400
	6 号 号	26,200
	7 号 号	23,600
	8 号 号	19,300
9 号 号	18,300	
10 号 号	16,300	
11 号 号	15,300	
12 号 号	14,300	

3 業 務 の 状 況

1) 検 察 官 事 務 総 件 数 と 検 察 官 定 員 と の 比 照 累 年 比 較

大 審 院 検 事 局  
最 高 検 察 庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数	定 員 に 対 す る 一 人 当 り 件 数
大正 13 年	14	2,871	205
" 14 年	14	2,580	184
昭和 1 年	14	3,525	252
" 2 年	14	2,272	162
" 3 年	14	2,336	167
" 4 年	14	1,870	134
" 5 年	14	2,439	174
" 6 年	14	3,155	154
" 7 年	14	2,259	161
" 8 年	14	2,495	178
" 9 年	14	2,272	162
" 10 年	14	2,368	169
" 11 年	14	4,123	295
" 12 年	14	3,665	262
" 13 年	14	2,261	162
" 14 年	14	1,547	111
" 15 年	14	1,873	134
" 16 年	15	2,405	160
" 17 年	12	2,355	196
" 18 年	12	1,471	123
" 19 年	12	1,062	89
" 21 年	10	1,262	126
" 22 年	13	1,800	138
" 23 年	14	2,319	166
" 24 年	14	4,876	348
" 25 年	14	7,007	429
" 26 年	18	14,930人	829人
" 27 年	18	17,817人	989人
" 28 年	18	14,654人	814人
" 29 年	18	10,577人	588人
" 30 年	18	9,430人	524人
" 31 年	18	10,324人	574人
" 32 年	18	8,810人	489人

- 注 1 本表に計上した検察官事務総件数(人員)は普通上告,特別上告及び非常上告事件数及び裁判所法施行前における大審院の特別権限に関する第一審公判事件数を基礎として算出した。
- 2 大審院の特別権限に属する事件の捜査事務は事件少数(大正14年,昭和7年各1件)につき捜査事務は除外することとした。
- 3 昭和25年以降は資料の関係上件数を廃し人員をもつて表示した。

(以下の表も同様)



控訴院検事局  
高等検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数	定 員 に 対 す る 一 人 当 り 件 数
大正 13 年	37	2,169	59
" 14 年	37	2,001	54
昭和 1 年	37	2,043	55
" 2 年	37	1,091	51
" 3 年	44	1,863	42
" 4 年	44	1,579	36
" 5 年	44	1,873	43
" 6 年	44	2,041	46
" 7 年	44	2,375	54
" 8 年	44	2,438	55
" 9 年	44	2,350	53
" 10 年	44	2,348	53
" 11 年	44	2,710	62
" 12 年	46	2,548	55
" 13 年	46	1,991	43
" 14 年	46	1,374	30
" 15 年	46	1,363	30
" 16 年	46	1,266	28
" 17 年	48	2,076	43
" 18 年	48	3,603	75
" 19 年	48	5,142	107
" 21 年	42	2,245	53
" 22 年	125	12,686	101
" 23 年	126	33,466	266
" 24 年	129	46,845	363
" 26 年	129	48,665	389
" 26 年	125	55,911人	447人
" 27 年	129	37,640人	291人
" 28 年	129	28,742人	223人
" 29 年	129	25,448人	197人
" 30 年	129	25,282人	196人
" 31 年	129	24,886人	193人
" 32 年	129	18,260人	134人

注 1 本表に計上した検察官事務総件数は、上告及び控訴の事件数（人員）並びに高等裁判所の特別権限に属する事件の第一審事件数（人員）を基礎として算出した。  
2 高等裁判所の特別権限事件はきわめて少数につき捜査に関する事務はこれを除外した。

地方裁判所検事局及び区裁判所検事局  
地方検察庁、区検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数			定 員 に 対 す る 一 人 当 り 件 数		
		捜 査 事 務	公 判 事 務	計	捜 査 事 務	公 判 事 務	計
大正13年	523	324,921	35,793	360,894	621	69	690
" 14年	513	365,449	37,876	403,325	712	74	786
昭和 1年	513	376,054	36,723	412,777	733	72	805
" 2年	513	379,896	38,381	418,277	741	75	816
" 3年	578	363,458	36,071	399,529	629	62	691
" 4年	579	400,670	38,298	438,968	692	66	758
" 5年	579	427,092	44,450	471,542	738	77	815
" 6年	564	440,577	44,467	484,944	781	79	860
" 7年	570	457,284	47,441	504,725	802	83	885
" 8年	573	509,355	50,994	560,349	889	89	978
" 9年	590	45,360	52,865	598,225	924	90	1,014
" 10年	590	524,358	54,783	579,141	889	93	982
" 11年	590	505,500	58,881	564,381	857	100	957
" 12年	609	452,025	53,518	505,543	742	88	830
" 13年	626	411,643	47,103	458,746	658	75	733
" 14年	655	359,954	42,744	402,698	550	56	615
" 15年	709	399,418	47,426	446,574	565	67	632
" 16年	742	396,100	49,198	445,298	534	66	600
" 17年	565	369,751	46,841	416,592	654	83	737
" 18年	550	391,855	49,010	440,865	712	89	801
" 19年	550	386,346	44,828	431,174	702	82	784
" 21年	616	501,952	108,468	610,420	805	176	981
" 22年	1,081	1,140,910	206,153	1,347,063	1,055	191	1,246
" 23年	1,197	1,710,233	232,510	1,942,743	1,249	104	1,623
" 24年	1,524	1,915,510	202,644	2,118,154	2,257	133	1,390
" 25年	1,455	1,969,889	200,746	2,170,635	1,354	138	1,492
" 26年	1,502	2,123,941人	234,363人	2,358,304	1,414人	156人	1,970人
" 27年	1,570	1,847,889人	220,286人	2,068,125	1,177人	140人	1,317人
" 28年	1,570	2,169,943人	197,955人	2,367,898	1,382人	126人	1,508人
" 29年	1,570	2,810,051人	200,953人	3,011,004人	1,790人	128人	1,918人
" 30年	1,570	3,197,593人	303,336人	3,500,929人	2,037人	139人	2,230人
" 31年	1,570	3,063,738人	432,841人	3,496,579人	1,951人	276人	2,226人
" 32年	1,570	3,456,361人	469,293人	3,925,654人	2,201人	298人	2,500人

注 本表の検察官事務総件数は、捜査事務については第一審捜査件数（人員）を、公判事務については第一審及び控訴審における公判事件数（人員）を基礎とした。



2) 被疑者受理人

年 度	総 数	刑				
		総 数	放 火	賭博 富籤	瀆 職	殺 人
昭和7年~11年平均	685,124	524,182	1,714	90,942	3,214	2,718
" 12年~16年平均	554,285	391,529	971	91,353	2,776	1,815
" 17 年	508,465	296,393	1,269	79,280	4,274	1,284
" 18 年	509,995	308,314	443	99,473	7,953	1,195
" 21 年	691,850	448,374	430	61,061	2,974	2,439
" 22 年	1,364,076	502,870	481	110,553	3,718	2,621
" 23 年	1,927,494	657,533	632	95,928	7,194	3,928
" 24 年	2,091,210 (425,153)	676,551 (79,827)	976 (106)	61,191 (7,923)	10,963 (1,043)	3,645 (391)
" 25 年	1,988,141 (350,943)	731,158 (90,175)	1,243 (154)	46,166 (7,908)	9,849 (1,123)	3,826 (482)
" 26 年	2,051,029 (370,156)	737,413 (96,455)	1,275 (184)	32,785 (4,569)	6,857 (660)	3,801 (509)
" 27 年	1,783,814 (305,253)	693,577 (90,945)	1,404 (176)	21,502 (2,812)	6,155 (699)	3,590 (466)
" 28 年	2,103,612 (346,997)	665,246 (84,694)	1,393 (171)	16,908 (1,752)	5,170 (545)	3,681 (482)
" 29 年	2,707,980 (418,036)	672,966 (83,268)	1,291 (105)	13,915 (1,632)	4,771 (592)	4,032 (423)
" 30 年	3,066,111 (503,364)	715,607 (90,724)	1,281 (86)	11,107 (1,208)	3,297 (468)	3,917 (419)
" 31 年	3,011,509 (500,859)	731,431 (98,382)	1,097 (72)	10,530 (1,030)	2,841 (372)	3,543 (396)
" 32 年	3,410,030 (616,286)	749,029 (109,918)	1,062 (76)	9,924 (1,088)	3,353 (334)	3,289 (352)

- 注 1 括弧内の人員は、検察庁相互の間において行われ  
送致したものについて送致された受理人員との合  
内数である。なお、昭和23年までの分については  
2 昭和19年、20年は、本表に関する資料がない。  
3 資料……昭和28年までは検察（刑事）統計年報に

員の累年比較

法		犯						特 別 法 犯
傷 害	窃 盗	強 盗	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯	その他	
39,753	131,262	1,893	105,718	8,995	62,818	5,571	79,984	160,942
29,384	110,285	939	57,854	4,120	31,107	6,523	54,402	162,756
18,858	97,053	621	28,920	2,870	17,677	6,970	37,317	212,072
14,690	98,588	635	24,622	2,194	15,721	8,238	34,562	201,681
14,424	261,806	12,039	24,980	7,733	15,777	16,684	28,027	243,476
21,766	235,503	12,664	31,871	11,248	19,905	16,420	36,120	861,206
40,828	319,399	14,753	50,734	17,556	26,439	27,314	52,828	1,269,961
59,337 (10,487)	300,473 (37,302)	11,490 (799)	73,171 (7,332)	19,496 (1,228)	36,445 (3,097)	31,994 (2,187)	67,370 (7,932)	1,414,659 (345,704)
82,216 (15,642)	289,067 (32,247)	9,484 (902)	101,674 (11,431)	23,050 (1,302)	49,989 (4,754)	27,949 (2,171)	87,245 (12,059)	1,256,983 (260,768)
85,416 (16,296)	334,766 (37,181)	7,897 (1,171)	86,268 (11,633)	15,551 (1,273)	43,602 (6,094)	29,786 (3,119)	89,409 (13,766)	1,313,616 (273,701)
83,978 (17,159)	292,557 (33,229)	6,844 (825)	87,470 (10,530)	14,616 (1,131)	41,900 (5,700)	24,739 (2,364)	98,822 (15,857)	1,090,237 (214,308)
102,373 (16,719)	258,965 (27,324)	5,729 (612)	88,822 (10,425)	13,384 (1,008)	42,127 (5,479)	19,834 (1,985)	106,860 (18,192)	1,438,366 (262,303)
113,456 (18,979)	253,249 (24,523)	6,673 (663)	83,009 (8,941)	16,415 (784)	37,070 (4,794)	15,116 (1,610)	123,969 (20,222)	2,035,014 (334,768)
131,585 (22,813)	268,493 (25,365)	7,352 (618)	79,842 (7,956)	19,532 (650)	34,218 (4,247)	15,355 (1,520)	139,628 (25,074)	2,350,504 (412,640)
142,473 (24,339)	268,471 (25,825)	6,841 (602)	69,228 (7,330)	21,892 (1,020)	30,742 (3,846)	14,612 (1,410)	159,161 (32,140)	2,280,078 (402,477)
155,485 (28,933)	258,116 (26,655)	6,710 (593)	65,575 (6,258)	22,001 (1,061)	28,621 (3,545)	13,629 (1,362)	181,264 (39,661)	2,661,001 (506,368)

た送致による受理人員と検察庁から家庭裁判所に  
計数であり、同一欄内に掲記された人員に対する  
その資料がないので掲げることができなかつた。

より、昭和29年以降は法務統計月報の集計による。



3) 被疑者起訴人

年 度	総 数	刑				
		総 数	放 火	賭 博 富 籤	瀆 職	殺 人
昭 和 7 年	146,845	95,225	1,026	41,197	503	1,333
" 8 年	178,493	108,928	1,000	50,390	799	1,338
" 9 年	181,110	123,884	967	59,546	1,567	1,154
" 10 年	187,084	123,702	895	60,700	1,580	1,113
" 11 年	184,296	120,493	901	59,548	1,169	1,141
" 12 年	178,224	110,318	561	54,008	670	995
" 13 年	154,556	110,382	517	56,666	624	904
" 14 年	149,408	106,044	377	58,834	504	810
" 15 年	194,005	114,301	339	67,754	1,224	726
" 16 年	197,836	119,646	308	75,759	1,923	661
" 17 年	187,873	101,931	397	59,819	1,499	556
" 18 年	215,458	120,847	238	77,347	3,200	526
" 21 年	528,573	158,748	233	44,566	1,046	1,219
" 22 年	486,092	194,462	219	66,639	1,401	1,175
" 23 年	662,565	238,722	258	61,568	2,913	1,783
" 24 年	548,337	184,455	348	34,029	2,413	1,523
" 25 年	560,924	179,860	450	25,459	1,948	1,614
" 26 年	572,030	165,781	436	17,059	1,418	1,663
" 27 年	539,528	165,797	542	11,956	1,424	1,578
" 28 年	709,619	163,383	468	8,876	1,297	1,639
" 29 年	1,054,047	181,869	495	6,522	1,463	1,901
" 30 年	1,356,174	211,788	552	4,908	909	1,935
" 31 年	1,484,853	234,540	493	4,807	874	1,815
" 32 年	1,754,077	242,231	460	4,680	1,133	1,620

注 資料……昭和28年までは検察（刑事）統計年報により、昭和29年

員の累年比較

法		犯						特 別
傷 害	窃 盗	強 盗	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯	その他	法 犯
8,679	19,167	918	5,494	1,332	2,125	575	12,876	51,620
5,759	20,547	866	5,853	1,525	2,648	830	13,373	69,565
10,497	22,352	833	6,455	1,591	3,003	918	15,001	57,226
10,279	20,131	885	6,630	3,190	2,996	694	14,609	63,382
10,180	20,994	818	6,728	1,487	2,706	858	13,963	63,803
9,449	19,920	702	6,170	1,020	2,342	992	13,489	67,906
8,177	19,597	622	5,803	808	2,557	1,346	12,761	44,174
7,858	16,861	472	4,756	686	2,017	1,317	12,002	43,364
6,363	18,671	456	4,377	624	2,012	1,476	10,279	79,704
6,255	17,246	435	4,149	522	2,115	1,209	9,064	78,190
5,142	18,018	355	3,789	469	1,893	1,223	8,771	85,942
4,319	17,316	298	4,408	474	2,007	1,743	8,971	94,611
4,238	76,804	6,889	8,398	2,747	3,216	3,505	5,887	99,825
5,925	81,821	7,632	9,851	3,995	3,938	4,457	7,409	291,630
13,116	102,846	9,337	14,276	5,897	5,676	8,427	12,823	423,843
16,376	79,753	6,285	13,325	4,511	5,892	7,342	12,658	363,882
25,031	68,262	5,413	16,338	4,600	8,130	5,746	16,870	381,064
26,546	67,550	3,599	13,749	2,694	7,133	6,187	17,747	406,249
32,366	63,156	3,014	14,560	2,778	7,216	5,342	21,865	373,731
36,728	54,738	2,465	15,050	2,809	7,414	4,336	27,563	546,236
43,267	57,323	2,612	16,321	3,826	7,119	3,506	37,514	872,178
54,658	67,664	3,178	16,401	4,140	6,484	4,162	46,797	1,144,386
62,265	71,866	2,930	14,936	5,443	5,851	4,491	58,679	1,250,313
67,690	67,042	2,729	14,478	4,775	5,601	4,133	67,890	1,511,846

以降は法務統計月報の集計によつた、



4) 被疑者の受理及び

人員区分 罪別	受理人							
	総人員	旧受	新規事件			他の検察 庁から		
			計	検察官認 知・直受	司法警察 員から			
総数	3,456,382	46,352	2,736,294	31,928	2,704,366	588,630		
刑	総数	777,520	28,491	614,734	16,737	598,297	103,499	
	公務執行妨害	3,225	259	2,652	370	2,282	227	
	騒擾	1	-	-	-	-	-	
	放火	1,124	62	956	11	945	68	
	失火	10,884	790	9,133	83	9,050	771	
	住居侵入	9,504	366	7,869	312	7,557	1,003	
	文書偽造	7,281	1,470	4,779	1,414	3,365	661	
	猥褻・強姦・強姦その他	11,930	408	9,485	74	9,411	1,725	
	強姦・強姦その他	7,373	119	6,640	64	6,576	385	
	重婚	4,557	289	2,845	10	2,835	1,340	
	賭博・富籤	10,116	192	8,032	36	7,996	1,083	
	瀆職	総数	3,687	334	2,972	859	2,113	334
		職権濫用	541	68	437	400	37	28
		贈賄・収賄	3,146	266	2,535	459	2,076	306
法	殺人	3,412	123	2,880	131	2,749	240	
	傷害	総数	158,387	2,902	122,395	887	121,508	28,277
		致死	674	27	542	12	530	42
		その他	157,713	2,875	121,853	875	120,978	28,235
	過失傷害	120,476	5,262	82,925	242	82,683	28,268	
犯	窃盗	260,645	2,529	224,910	1,359	223,551	25,030	
	強盗	総数	7,048	338	5,715	177	5,538	233
		致死傷・強姦	2,714	134	2,262	46	2,216	89
		その他	4,334	204	3,453	131	3,322	144
	詐欺	72,819	7,244	53,056	5,252	47,804	6,112	
	恐喝	22,858	857	20,207	149	20,058	878	
	横領	31,463	2,842	23,792	2,035	21,757	3,504	
	贓物関係	13,989	360	11,341	103	11,238	1,333	
	その他の刑法犯	28,671	2,153	12,635	2,943	18,692	3,762	

処

家庭  
所か

27,  
6,

2,  
1,

人員区分 罪別	受理				
	総人員	旧受	新規事		
			計	検察官認 知・直受	
総数	2,678,862	17,861	2,121,560	15,491	
暴力行為等処罰ニ関スル法律	7,370	228	5,763	87	
銃砲刀剣類等所持取締令	14,820	230	11,564	76	
特 火薬類取締法	1,894	58	1,293	28	
別 麻薬取締法	2,089	64	1,764	32	
	覚せい剤取締法	2,401	101	864	12
	食糧管理法	42,576	129	33,973	268
	酒税法	12,464	277	9,640	8,690
法 たばこ専売法	6,819	772	3,298	734	
	道路交通取締法・同法施行令	2,419,735	10,502	1,935,107	918
犯	総数	23,648	490	17,244	38
	地方公安	53	-	28	-
	共同体	20,855	432	15,167	17
	の条例	2,740	58	2,049	21
	その他	145,046	5,010	101,050	4,608

注 1 罪名は、受理人員及び未処理人員については

2 刑法犯の罪名区分は、刑法第2編の章別によ

なお、「強制猥褻・強姦」「職権濫用」及び「強



4) 被疑者の受理及び

分	受理人					
	総人員	旧受	新規事件			他の検察 庁から
			計	検察官認 知・直受	司法警察 員から	
数	3,456,382	46,352	2,736,294	31,928	2,704,366	588,630
数	777,520	28,491	614,734	16,737	598,297	103,499
妨害	3.225	259	2,652	370	2,282	227
擾	1	-	-	-	-	-
火	1.124	62	956	11	945	58
火	10,884	790	9,133	83	9,050	771
入	9.504	366	7,869	312	7,557	1,003
造	7,281	1,470	4,779	1,414	3,365	661
数	11.930	408	9,485	74	9,411	1,725
猥褻・ 姦他	7.373	119	6,640	64	6,576	385
の	4,557	289	2,845	10	2,835	1,340
籤	10.116	192	8,032	36	7,996	1,083
数	3,687	334	2,972	859	2,113	334
濫用	541	68	437	400	37	28
・収賄	3.146	266	2,535	459	2,076	306
人	3,412	123	2,880	131	2,749	240
数	158.387	2,902	122,395	887	121,508	28,277
死	674	27	542	12	530	42
の	157.713	2,875	121,853	875	120,978	28,235
傷	120.476	5,262	82,925	242	82,683	28,268
盜	260,645	2,529	224,910	1,359	223,551	25,030
数	7.048	338	5,715	177	5,538	233
死傷・強姦	2.714	134	2,262	46	2,216	89
の	4.334	204	3,453	131	3,322	144
欺	72.819	7,244	53,056	5,252	47,804	6,112
喝	22.858	857	20,207	149	20,058	878
領	31,463	2,842	23,792	2,035	21,757	3,504
關係	13,989	360	11,341	103	11,238	1,333
刑法犯	28,671	2,153	12,635	2,943	18,692	3,762

処理状況

1) 全被疑者の罪名別 (1)

(昭和32年)

家庭裁判 所から	再起	処 理 人 員														未処理 人員
		総人員	起 訴				不 起 訴			中 止	送 致		併 合			
			計	公判請求	略式命令 請	即決裁判 請	計	起訴猶予	犯罪の 嫌疑なし		その他	他の検 察庁に		家庭裁 判所に		
27,656	57,450	3,404,872	1,754,077	128,530	1,350,761	274,786	671,683	571,063	49,356	51,264	26,160	616,594	331,953	4,405	51,510	
6,419	24,377	746,046	242,231	116,326	125,905	-	262,915	201,273	36,356	25,286	13,483	108,996	116,855	1,566	30,932	
17	70	2,764	832	770	62	-	1,315	900	332	83	78	420	111	8	349	
-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	
18	30	1,016	460	456	4	-	327	118	62	147	15	71	142	1	73	
5	185	10,122	3,312	39	3,273	-	5,541	4,157	1,147	237	153	788	327	1	751	
25	241	9,088	2,643	858	1,785	-	4,382	3,544	643	195	106	1,060	881	16	450	
7	364	5,876	890	852	38	-	3,831	1,765	1,630	436	255	741	147	12	1,388	
187	125	11,542	2,893	1,524	1,369	-	3,156	1,093	316	1,747	131	1,842	3,511	9	370	
174	55	7,195	1,256	1,256	-	-	2,177	296	196	1,685	62	409	3,284	7	157	
13	70	4,347	1,637	268	1,369	-	979	797	120	62	69	1,433	227	2	213	
5	804	9,895	4,680	430	4,250	-	3,948	2,980	286	682	149	993	116	9	214	
-	47	3,382	1,133	884	249	-	1,827	1,193	495	139	3	394	1	24	328	
-	8	414	7	7	-	-	366	34	268	64	-	39	1	1	143	
-	39	2,968	1,126	877	249	-	1,461	1,159	227	75	3	355	-	23	185	
112	57	3,031	1,620	1,620	-	-	804	241	234	329	36	272	297	2	189	
656	4,157	156,323	67,690	7,497	60,193	-	37,525	33,956	2,243	1,326	3,168	28,337	19,457	146	2,820	
48	15	720	491	491	-	-	88	29	36	23	3	49	87	2	19	
608	41,42	155,603	67,199	7,006	60,193	-	37,437	33,927	2,207	1,303	3,165	28,288	19,370	144	2,801	
2,948	1,073	113,007	51,234	1,144	50,090	-	20,945	13,696	6,144	1,105	1,055	29,596	10,161	16	7,178	
1,625	6,551	258,126	67,042	67,042	-	-	97,277	87,184	4,188	5,905	2,775	27,156	63,069	807	2,446	
360	402	6,368	2,729	2,729	-	-	1,117	284	374	459	77	277	2,145	23	257	
185	44	2,364	1,181	1,181	-	-	256	73	115	68	29	121	772	5	80	
175	358	4,004	1,548	1,548	-	-	861	211	259	391	48	156	1,373	18	177	
146	6,261	64,792	14,478	14,477	1	-	36,539	22,644	9,749	4,146	3,334	6,656	3,498	287	7,781	
183	733	21,921	4,775	4,775	-	-	6,742	4,914	1,321	507	294	1,456	8,602	52	650	
41	1,284	28,832	5,601	5,188	413	-	16,499	12,238	3,117	1,144	990	3,645	2,020	77	2,928	
29	926	13,777	4,133	4,133	-	-	7,028	5,520	670	838	159	1,413	1,005	39	288	
55	1,066	26,183	6,086	1,908	4,178	-	14,111	4,846	3,405	5,860	705	3,879	1,365	37	2,472	



4) 被疑者の受理及び処理状況

罪 別	人 員 区 分		受 理 人 員						処 理			
	総 人 員	旧 受	新 規 事 件			他の検察 庁から	家庭裁判 所から	再 起	総 人 員	起 訴		
			計	検 察 官 認 知・直 受	司 法 警 察 員 か ら					計	公 判 請 求	略 式 命 令 請 求
総 数	2,678,862	17,861	2,121,560	15,491	2,106,069	485,131	21,237	33,073	2,658,826	1,511,846	12,204	1,224,856
暴力行為等処罰ニ関スル法律	7,370	228	5,763	87	5,676	1,211	25	143	7,052	1,838	611	1,227
銃砲刀剣類等所持取締令	14,820	230	11,564	76	11,488	2,710	54	262	14,634	4,487	390	4,097
特 火 薬 類 取 締 法	1,894	58	1,293	28	1,265	478	4	61	1,839	837	76	761
麻 薬 取 締 法	2,089	64	1,764	32	1,732	176	9	76	1,976	1,254	1,170	84
覚 せい 剤 取 締 法	2,401	101	864	12	852	448	2	986	2,358	723	356	367
別 食 糧 管 理 法	42,576	129	33,973	268	33,705	3,646	16	4,812	42,402	6,500	597	5,903
酒 税 法	12,464	277	9,640	8,690	950	1,648	8	891	12,337	3,860	399	3,461
法 た ば こ 専 売 法	6,819	772	3,298	734	2,564	1,912	7	830	6,643	1,764	77	1,687
道 路 交 通 取 締 法・同 法 施 行 令	2,419,735	10,502	1,935,107	918	1,934,189	436,354	20,948	16,824	2,405,783	1,436,543	638	1,161,223
犯 総 数	23,648	490	17,244	38	17,206	5,262	16	636	23,390	8,758	378	8,380
地方公 安	53	-	28	-	28	24	1	-	48	22	-	22
共 団 体 売 春 取 締 法	20,855	432	15,167	17	15,150	4,643	15	598	20,641	7,400	325	7,075
の 条 例 そ の 他	2,740	58	2,049	21	2,038	595	-	38	2,701	1,336	53	1,283
そ の 他 の 特 別 法 犯	145,046	5,010	101,050	4,608	96,442	31,286	148	7,552	140,412	45,282	7,512	37,666

注 1 罪名は、受理人員及び未処理人員については受理時の罪名により、処理人員については処理時の罪名によつた。

2 刑法犯の罪名区分は、刑法第2編の章別によつた。たとえば公務執行妨害については、同法第95条から第96条の3までに規定された  
なお、「強制猥褻・強姦」「職権濫用」及び「強盗強姦」には、それぞれ致死又は致傷の罪を包含している。

1) 全被疑者の罪名別 (2)

即 決 裁 判 請 求	人 員					
	計	不 起 訴			中止	送 他 の 検 察 庁 に
		起 訴 猶 予	犯 罪 の 疑 念 な し	そ の 他		
274,786	408,768	369,790	13,000	25,978	12,677	507,598
-	1,640	1,124	388	128	112	1,410
-	2,849	2,461	141	247	142	2,751
-	415	304	68	43	35	494
-	478	234	162	82	30	169
-	1,047	212	68	767	97	443
-	31,877	28,070	129	3,678	150	3,715
-	6,119	1,300	491	4,328	457	1,807
-	2,487	317	90	2,080	220	2,054
274,682	300,481	287,138	5,480	7,863	7,302	457,050
-	8,817	8,225	304	288	319	5,049
-	6	5	1	-	3	17
-	8,117	7,667	205	245	277	4,468
-	694	553	98	43	39	564
104	52,558	40,405	5,679	6,474	3,813	32,656

罪のすべてを計上した。



4) 被疑者の受理及び処理状況

人 員				処 理				
件	司法警察 員から	他の検察 庁から	家庭裁判 所から	再 起	総 人 員	起 訴		
						計	公判請求	略式命令 請求
2,106,069	485,131	21,237	33,073	2,658,826	1,511,846	12,204	1,224,856	
5,676	1,211	25	143	7,052	1,838	611	1,227	
11,488	2,710	54	262	14,634	4,487	390	4,097	
1,265	478	4	61	1,839	837	76	761	
1,732	176	9	76	1,976	1,254	1,170	84	
852	448	2	986	2,358	723	356	367	
33,705	3,646	16	4,812	42,402	6,500	597	5,903	
950	1,648	8	891	12,337	3,860	399	3,461	
2,564	1,912	7	830	6,643	1,764	77	1,687	
1,934,189	436,354	20,948	16,824	2,405,783	1,436,543	638	1,161,223	
17,206	5,262	16	636	23,390	8,758	378	8,380	
28	24	1	-	48	22	-	22	
15,150	4,643	15	598	20,641	7,400	325	7,075	
2,038	595	-	38	2,701	1,336	53	1,283	
96,442	31,286	148	7,552	140,412	45,282	7,512	37,666	

受理時の罪名により、処理人員については処理時の罪名によつた。

つた。たとえば公務執行妨害については、同法第95条から第96条の3までに規定された「強姦」には、それぞれ致死又は致傷の罪を包含している。

1) 全被疑者の罪名別 (2)

(昭和32年)

人 員										未処理 人 員
即決裁判 請求	不 起 訴				中止	送 致		併 合		
	計	起訴猶予	犯罪の 嫌疑なし	その他		他の検 察庁に	家庭裁 判所に			
274,786	408,768	369,790	13,000	25,978	12,677	507,598	215,098	2,839	20,578	
-	1,640	1,124	388	128	112	1,410	2,043	9	287	
-	2,849	2,461	141	247	142	2,751	4,395	10	249	
-	415	304	68	43	35	494	57	1	47	
-	478	234	162	82	30	169	43	2	112	
-	1,047	212	68	767	97	443	41	7	35	
-	31,877	28,070	129	3,678	150	3,715	147	13	209	
-	6,119	1,300	491	4,328	457	1,807	80	14	181	
-	2,487	317	90	2,080	220	2,054	111	7	141	
274,682	300,481	287,138	5,480	7,863	7,302	457,050	201,859	2,548	14,348	
-	8,817	8,225	304	288	319	5,049	437	10	487	
-	6	5	1	-	3	17	-	-	4	
-	8,117	7,667	205	245	277	4,468	370	9	437	
-	694	553	98	43	39	564	67	1	46	
104	52,558	40,405	5,679	6,474	3,813	32,656	5,885	218	4,482	

罪のすべてを計上した。



4) 被疑者の受理及び

人員 区分 庁別	受 理 人 員									総人員
	総人員	旧受	計	新 受					再 起	
				検察官 認知・ 直受	司法警察 員から	他の検察 庁から	家庭裁 判所か ら	再 起		
総 数	3,456,382	46,352	3,410,030	31,928	2,704,366	588,630	27,656	57,450	3,404,872	
東京高検管内	総 数	1,402,136	29,518	1,390,618	8,948	1,104,240	246,121	13,425	17,884	1,398,482
	東京	732,831	18,962	713,869	4,513	613,834	81,975	5,489	8,058	713,715
	横浜	200,804	4,509	196,295	1,002	142,334	48,618	1,307	3,034	195,362
	浦和	87,838	2,046	85,792	506	58,534	25,543	531	678	85,552
	千葉	63,474	553	62,921	516	42,961	17,354	478	1,612	62,949
	水戸	54,305	65	54,240	356	38,970	13,541	202	1,171	54,241
	宇都宮	57,361	9	57,352	299	45,993	10,025	673	362	57,264
	前橋	47,462	357	47,105	242	33,220	12,765	623	255	47,201
	静岡	82,720	2,423	80,297	455	56,780	18,386	3,230	1,446	80,214
	甲府	22,483	85	22,398	306	16,757	4,590	524	221	22,408
	長野	33,704	189	33,515	307	25,617	6,872	198	521	33,543
	新潟	37,133	320	36,813	436	29,240	6,441	170	526	37,020
大阪高検管内	総 数	754,290	8,500	745,790	3,630	586,930	132,138	8,007	15,085	742,249
	大阪	421,202	6,147	415,055	1,875	328,730	71,741	6,222	6,487	411,727
	京都	94,264	513	93,751	337	77,517	14,974	331	592	93,382
	神戸	164,000	1,697	162,303	961	127,959	25,175	815	7,393	162,487
	奈良	19,355	33	19,322	145	10,755	8,105	95	222	19,307
	大津	24,827	60	24,767	97	19,388	5,007	180	95	24,804
	和歌山	30,642	50	30,592	215	22,581	7,136	364	296	30,542
名古屋高検管内	総 数	284,643	1,392	283,251	1,798	216,363	61,839	1,398	1,853	283,451
	名古屋	127,637	1,051	126,586	770	92,688	32,003	416	709	126,900
	津	51,789	241	51,548	194	39,198	11,566	140	450	51,572
	岐阜	31,139	24	31,115	223	23,755	6,725	201	211	31,093
	福井	16,822	15	16,807	211	13,790	2,618	77	111	16,749
	金沢	31,678	25	31,653	224	26,453	4,474	324	178	31,656
	富山	25,578	36	25,542	176	20,479	4,453	240	194	25,481
広島高検管内	総 数	204,556	347	204,209	2,431	161,480	34,743	1,151	4,413	204,293
	広島	98,605	131	98,474	799	80,475	13,735	526	2,939	98,487
	山口	33,638	34	33,604	638	24,596	7,414	275	681	33,590
	岡山	45,431	154	45,277	578	35,573	8,345	302	479	45,347
	鳥取	11,354	16	11,338	209	8,366	2,634	39	90	11,342
	松江	15,528	12	15,516	207	12,470	2,606	9	224	15,527

処理状況 (ロ) 全疑被者の検察庁管内別 (1) (昭和32年)

処 理 人 員	処 理 人 員										未処理 人 員
	起 訴			不 起 訴			送 致			併 合	
	公判 請求	略式命 令請求	即決裁 判請求	起 訴 猶 予	犯罪の 嫌疑な し	その他	中止	他の検 察庁に	家庭裁 判所に		
128,530	1,350,761	274,786	571,063	49,356	51,264	26,160	616,594	331,953	4,405	51,510	
37,938	538,968	162,487	221,099	19,099	17,503	7,504	257,763	126,354	767	30,654	
15,909	226,299	162,487	138,033	7,535	8,722	3,770	83,834	67,126	-	19,116	
5,602	93,158	-	18,926	3,072	2,854	942	57,627	12,985	196	5,442	
2,326	40,201	-	7,479	1,050	604	437	25,538	7,791	126	2,286	
2,481	29,207	-	7,316	1,848	874	832	15,518	4,873	+	525	
1,767	23,998	-	7,080	2,021	1,185	281	12,802	5,017	90	64	
1,296	25,261	-	9,446	845	441	221	14,530	5,119	105	97	
2,396	21,892	-	5,358	624	418	90	10,911	5,501	11	261	
2,957	37,512	-	10,154	570	1,254	99	18,377	9,080	211	2,506	
732	8,960	-	3,829	351	257	161	5,301	2,817	-	75	
1,136	14,576	-	7,465	533	474	342	6,367	2,640	10	161	
1,336	17,904	-	6,013	650	420	329	6,945	3,405	18	113	
21,003	356,074	12,716	116,911	5,380	13,344	4,712	139,482	71,672	955	12,041	
8,504	205,115	2,541	69,613	2,764	5,656	2,829	71,461	43,058	186	9,475	
3,468	37,197	10,091	14,536	643	566	284	28,266	8,303	28	882	
6,660	79,041	-	22,533	866	6,631	1,176	30,856	14,460	264	1,513	
690	8,775	-	2,535	474	131	124	4,890	1,681	7	48	
645	10,486	-	3,484	308	71	77	8,636	1,096	1	23	
1,036	15,460	84	4,210	325	289	222	5,373	3,074	469	100	
11,361	91,976	52,407	31,114	3,011	1,692	1,702	62,635	27,500	53	1,192	
6,069	37,107	26,311	11,404	1,175	888	932	26,460	16,549	5	737	
1,349	19,952	4	8,635	803	308	260	17,456	2,777	28	217	
1,523	7,145	10,179	2,379	206	133	219	6,716	2,593	-	46	
791	3,464	5,527	2,468	222	107	46	2,559	1,547	18	73	
647	13,258	4,865	4,449	348	146	114	5,538	2,290	1	22	
982	11,050	5,521	1,779	257	110	131	3,906	1,744	1	97	
10,697	73,950	1,767	49,093	2,912	3,421	1,891	36,714	21,864	1,984	263	
3,280	30,855	1,767	30,994	1,106	2,143	804	15,233	10,780	1,525	118	
3,290	12,439	-	5,459	805	615	544	7,060	3,376	2	48	
2,887	19,527	-	6,704	510	402	321	8,948	5,607	441	84	
654	4,668	-	2,424	205	91	116	2,343	841	-	12	
586	6,461	-	3,512	286	170	106	3,130	1,260	16	1	



4) 被疑者の受理及び処理状況

人員 区分 庁別	受 理 人 員								総人員
	総人員	旧受	計	新 検察官 認知・ 直受	司法警察 員から	他の検察 庁から	家庭裁 判所か ら	再 起	
総数	352,362	2,280	350,082	8,592	275,231	57,571	1,880	6,808	349,010
福岡管内									
福岡	150,927	979	149,948	2,094	117,969	25,229	992	3,664	150,054
佐賀	37,671	121	37,550	563	29,901	6,840	74	172	37,539
高崎	36,625	627	35,998	1,909	26,928	6,243	294	624	35,322
大分	26,124	284	25,840	1,338	19,993	4,142	110	257	25,513
熊本	52,013	-	52,013	687	41,422	8,319	145	1,440	52,013
鹿児島	26,164	260	25,904	509	21,572	3,362	169	292	25,750
宮崎	22,838	9	22,829	1,492	17,446	3,436	96	359	22,819
仙台管内									
仙台	171,401	2,141	169,260	3,242	140,678	21,015	360	3,965	169,990
福島	43,258	647	42,611	749	35,504	5,734	95	529	43,096
山形	45,825	190	45,635	466	38,866	5,601	155	547	45,654
盛岡	15,440	403	15,037	401	11,513	2,924	31	168	15,031
秋田	20,098	90	20,009	327	15,603	2,051	16	2,011	20,038
青森	26,785	492	26,293	491	23,584	2,010	15	193	26,229
札幌管内									
札幌	163,167	1,741	161,426	1,116	137,652	15,959	910	5,789	161,251
函館	81,000	1,346	79,654	409	68,342	8,369	459	2,075	79,586
旭川	25,669	169	25,500	246	21,928	2,689	123	514	25,319
釧路	20,080	102	19,978	267	16,652	2,153	95	811	20,014
高松管内									
高松	36,418	124	36,294	194	30,730	2,748	233	2,389	36,332
高松	105,827	433	105,394	2,171	81,792	19,253	525	1,653	105,146
徳島	23,080	60	23,015	244	18,880	2,948	69	874	22,924
高知	21,025	57	20,968	293	15,897	4,510	90	178	20,977
山形	19,697	60	19,637	965	14,538	3,803	132	199	19,601
山形	42,025	251	41,774	669	32,477	7,992	234	402	41,644
参照	※11	※11	※11	※11	※11	※11	※11	※11	※11
昭和31年	3,063,742	52,240	3,011,502	39,377	2,404,721	484,032	16,805	66,567	3,017,390
昭和30年	3,197,565	131,482	3,066,083	49,208	2,454,787	490,982	12,337	58,769	3,145,325
昭和29年	2,810,067	102,071	2,707,996	50,780	2,173,627	409,342	8,710	65,537	2,678,570
昭和28年	2,169,947	66,335	2,103,612	55,592	1,661,986	341,615	5,382	39,037	2,067,876

(注) 1 参照として掲げたものは、第79(昭和28年)第80(昭和29年)第81(昭和30年)の欄において、処理人員と未処理人員とを合算した数が受理人員よりそれぞれ処理の結果が不明であることによる。  
 2 送致の家庭裁判所にの欄にある符号「△」の数は、都道府県知事又は児童相  
 3 符号「×」は、当該年度においては、該当欄の調査を行っていないかつたもの  
 4 符号「※」の数は、東京高等検察庁が取扱った事件の被疑者であり、同一欄

ロ) 全被疑者の検察庁管内別 (2)

(昭和32年)

処 理 人 員	起 訴 不 起 訴										併 合	未処理 人 員
	公 判 請 求	略 式 命 令 請 求	即 決 裁 判 請 求	起 訴 猶 予	犯 罪 の 嫌 疑 な し	そ の 他	中 止	送 致 の 検 察 庁 に	送 致 の 家 庭 裁 判 所 に	併 合		
24,556	130,603	9,488	61,723	9,186	7,148	4,843	60,803	40,639	16	3,352		
9,546	55,646	3,497	31,090	3,700	2,393	2,347	21,614	20,221	-	873		
1,643	15,923	-	4,686	503	198	122	11,489	2,975	-	132		
3,558	12,116	2,953	4,954	817	1,222	305	5,308	4,088	1	1,303		
2,335	10,510	23	3,076	1,083	1,132	270	4,702	2,371	11	611		
3,199	19,918	-	9,945	1,582	761	998	10,423	5,183	4	-		
1,857	9,103	1,356	4,507	742	355	343	3,707	3,780	-	414		
2,418	7,387	1,659	3,465	759	1,087	458	3,565	2,021	-	19		
9,196	69,877	3,311	40,938	4,510	3,282	2,094	21,684	14,648	450	1,411		
1,740	17,116	3,311	9,573	993	515	372	5,933	3,438	105	162		
2,637	17,539	-	13,974	833	473	553	5,889	3,756	-	171		
1,050	6,136	-	3,019	370	169	138	2,686	1,463	-	409		
1,053	7,838	-	4,093	870	1,492	379	2,236	1,810	267	60		
917	12,406	-	7,353	502	211	187	2,414	2,210	29	556		
1,799	8,842	-	2,926	942	422	465	2,526	1,971	49	53		
7,746	46,420	32,610	29,522	3,465	3,491	2,565	17,234	18,020	178	1,916		
3,639	22,097	14,686	16,025	1,957	1,887	1,039	8,711	9,534	11	1,414		
1,052	8,663	5,312	3,710	295	308	530	2,774	2,643	32	350		
1,554	4,881	4,148	3,092	447	493	559	2,585	2,224	31	66		
1,501	10,779	8,464	6,695	766	803	437	3,164	3,619	104	86		
6,033	42,893	-	20,663	1,793	1,383	849	20,274	11,256	2	681		
1,620	10,428	-	4,134	296	735	184	2,909	2,618	-	156		
1,174	8,441	-	4,164	374	177	110	5,030	1,507	-	48		
1,345	8,892	-	2,887	473	194	210	3,758	1,842	-	96		
1,894	15,132	-	9,478	650	277	345	8,577	5,289	2	381		
136,751	1,112,348	235,756	624,496	60,550	59,475	24,366	504,443	259,205	×	46,352		
145,783	1,134,491	75,911	886,849	82,972	48,969	34,687	502,405	233,258	×	52,240		
130,161	919,212	4,671	847,633	75,111	37,751	38,435	419,195	206,401	×	131,482		
120,340	589,279	-	648,765	90,454	31,813	45,680	373,417	168,128	×	102,071		

第82(昭和31年)検察統計年報によつたものである。なお昭和29年の総数欄及び区検  
 15名少ないのは、愛知横須賀区検察庁が同年11月罹災して資料を失つたため、その

談所長等に送致された人員であり、内数である。  
 で、人員数が不明であることを示す。  
 に掲載されている人員に対しては内数である。



4) 被疑者の受理及び処理状況

人員区分 罪別	受理					
	総人員	旧受	新受			
			計	新規事件	移送事件	
				他の検察庁から	家庭裁判所から	
総数	123,563	4,799	118,764	90,701	21,415	627
刑	33,352	1,282	32,070	26,226	4,071	325
法	153	17	136	124	4	-
犯	46	9	37	35	2	-
刑	323	13	310	267	31	1
法	318	50	268	213	20	-
犯	256	11	245	224	7	10
刑	69	1	68	56	11	-
法	761	18	743	562	99	-
犯	102	3	99	88	5	2
刑	59	6	53	45	5	2
法	9,584	290	9,294	7,261	1,593	48
犯	10,284	137	10,147	8,562	1,040	133
刑	210	10	200	146	7	32
法	251	15	236	185	12	10
犯	1,687	181	1,506	1,222	109	5
刑	948	42	906	817	41	20
法	496	46	450	374	50	1
犯	2,594	72	2,522	2,090	302	8
刑	5,211	361	4,850	3,955	733	53
特	90,211	3,517	86,694	64,475	17,344	302
別	306	8	298	244	41	2
法	6	1	5	4	1	-
犯	333	11	322	250	63	-
刑	93	4	89	67	15	-
法	36,750	1,533	35,217	25,577	6,912	31
犯	2,820	122	2,698	2,177	449	58
刑	338	19	319	296	6	1
法	45	3	42	29	13	-
犯	349	68	281	132	50	-
刑	980	7	973	471	238	2
法	3,540	144	9,396	2,234	813	7
犯	2,647	461	2,186	1,169	797	4
刑	775	64	711	586	60	3
法	416	58	358	262	84	-
犯	37,326	845	36,481	28,681	6,996	190
刑	3,487	169	3,318	2,296	806	4
参	110,351	4,395	105,956	83,337	17,557	476
照	122,586	6,140	116,446	90,849	20,597	466

(注) 1 新規事件には、検察官の認知又は直受事件及び司法警察職員から致送され  
 2 本年の旧受人員が前年の未済人員と符合しないのは、原庁が旧受人員の計

ハ) 外国人被疑者の罪名別 (1)

(昭和32年)

再起	人員									
	新規事件の国籍別									
	朝鮮	中国	アメリカ	イギリス	カナダ	オーストラリア	フランス	フィリピン	ソ連	その他
6,021	79,932	2,954	6,968	121	30	35	55	54	25	527
1,448	22,425	436	3,265	16	7	6	7	5	4	55
8	114	-	10	-	-	-	-	-	-	-
-	29	-	6	-	-	-	-	-	-	-
11	223	5	38	-	-	-	-	-	-	1
35	162	43	4	-	-	-	1	-	1	2
4	162	-	61	-	-	-	-	-	-	1
1	47	2	7	-	-	-	-	-	-	-
82	528	24	10	-	-	-	-	-	-	-
4	83	2	3	-	-	-	-	-	-	-
1	35	1	9	-	-	-	-	-	-	-
392	6,378	126	735	5	2	-	4	1	1	9
412	8,049	87	405	4	2	-	-	2	-	13
15	93	-	53	-	-	-	-	-	-	-
29	132	3	50	-	-	-	-	-	-	-
170	1,008	49	156	-	-	-	1	1	1	6
28	791	2	21	1	-	-	-	1	-	1
25	300	17	54	-	-	1	-	-	-	1
122	2,069	15	4	-	1	-	-	-	1	1
109	2,222	60	1,639	6	2	5	1	-	-	20
4,573	57,507	2,518	3,703	105	23	29	48	49	21	472
11	229	4	11	-	-	-	-	-	-	-
-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	186	2	58	-	-	-	-	-	-	4
7	59	-	8	-	-	-	-	-	-	-
2,697	23,169	1,419	462	56	17	23	31	37	7	356
14	2,064	47	21	20	-	3	-	1	-	21
16	222	64	10	-	-	-	-	-	-	-
-	22	5	-	-	-	-	-	-	-	2
99	130	2	-	-	-	-	-	-	-	-
262	469	2	-	-	-	-	-	-	-	-
342	2,232	2	-	-	-	-	-	-	-	-
216	1,110	52	6	-	-	-	-	-	-	-
62	336	75	165	-	1	-	-	6	-	3
12	141	38	78	-	-	-	-	1	-	4
614	24,943	738	2,852	27	5	2	17	4	14	79
212	2,191	68	32	2	-	1	-	-	-	2
4,586	69,484	2,538	10,158	180	40	32	55	56	20	774
4,534	78,189	3,275	8,318	216	41	72	65	72	23	578

た事件が一括して計上されている。  
 算をするにあたり、前年における未済人員の誤を修正して行つたことによる。



4) 被疑者の受理及び処理状況

人員区分 罪別	処 理			
	総人員	起 訴	不	
			計	起訴猶予
総 数	119,954	43,530	38,642	30,039
刑 法 犯				
総務執行妨害	32,147	10,337	12,000	8,521
騒擾	144	57	56	39
放火	39	14	19	10
侵入	291	67	153	115
文書	245	59	122	49
強姦・強姦	250	43	91	13
強姦・強姦	71	23	23	12
賭博	745	355	278	174
殺人	96	67	16	3
傷害	60	39	11	6
強盗	9,320	3,780	2,707	2,293
強盗	10,179	2,774	3,585	2,880
強盗	203	81	61	14
強盗	234	71	83	22
詐欺	1,526	261	945	614
横領	919	173	259	188
横領	448	74	265	136
横領	2,546	1,114	987	738
横領	4,831	1,285	2,339	1,215
特別法犯				
銃刀法	87,807	33,193	26,642	21,518
銃刀法	297	83	64	35
銃刀法	5	2	2	2
銃刀法	326	83	103	10
銃刀法	87	36	29	19
銃刀法	35,685	6,912	15,613	13,667
銃刀法	2,730	1,260	582	370
銃刀法	326	218	93	32
銃刀法	45	18	13	3
銃刀法	343	102	174	89
銃刀法	967	402	303	127
銃刀法	3,458	1,481	743	130
銃刀法	2,502	803	587	117
銃刀法	713	203	383	49
銃刀法	370	137	146	96
銃刀法	36,612	19,967	6,898	6,040
銃刀法	3,341	1,486	909	662
参 照				
昭和31年	105,526	38,897	37,564	28,315
昭和30年	118,191	39,600	42,390	32,143

(注) 1. 「家庭裁判所に」の欄中括弧内の人員は、検察庁及び家庭裁判所以外の官  
 2. 「併合」の欄中×印は、この欄の調査が、本年1月から行うこととなつた

ハ) 外国人被疑者の罪名別 (2)

(昭和32年)

起 訴	人 員				併 合	未処理 人員	
	犯罪の嫌疑なし	その他	中 止	送 致			
				計			他の検察庁に
2,880	5,723	3,691	33,860	22,565	11,295	231	3,609
1,284	2,195	624	9,137	4,350	4,787	49	1,211
12	5	1	30	19	11	-	6
6	3	-	-	-	-	-	-
22	16	3	68	4	2	-	7
33	40	11	53	35	33	-	32
17	61	-	116	5	15	-	73
4	7	-	25	15	111	-	4
36	68	11	101	98	10	-	-
7	6	1	12	5	3	-	12
1	4	1	9	5	7	-	5
131	283	240	2,585	1,539	1,046	-	1
244	461	99	3,697	1,130	2,567	8	275
7	40	4	57	5	52	24	116
19	42	2	78	17	61	-	4
194	137	78	232	152	80	-	11
44	27	20	467	50	417	10	163
56	73	22	85	54	31	-	33
151	98	33	408	326	82	2	46
300	824	98	1,108	853	255	4	47
1,596	3,528	3,067	24,723	18,215	6,508	182	376
19	10	2	148	52	96	-	2,398
5	-	-	1	-	1	-	13
6	18	7	133	72	61	-	-
840	1,106	2,309	10,828	7,353	3,475	23	8
183	29	37	846	460	386	5	4
40	21	4	11	8	3	-	1,088
10	-	1	13	12	1	-	81
9	76	13	53	49	4	-	14
2	174	16	246	230	16	1	1
205	408	180	1,048	1,007	41	-	7
18	452	99	1,012	964	48	6	14
23	306	19	102	97	5	1	83
14	36	5	82	78	4	6	144
123	735	314	9,316	7,049	2,267	117	56
94	153	60	863	765	98	23	53
2,761	6,488	2,891	26,174	18,052	8,122	×	703
4,271	5,976	5,960	30,241	21,765	(1)8,476	×	129
							4,825
							4,395

庁等に送致したものであつて、内数である。  
 ため、それ以前においては当該人員数が不明であることを示す。



4) 被疑者の受理及び処理状況

人員区分 国籍別		処 理				
		総人員	起 訴	不 起		
				計	起訴猶予	犯罪の嫌疑なし
総 数	119,954	43,530	38,642	30,039	2,880	
朝鮮	107,608	41,873	29,518	23,272	2,443	
中国	3,597	1,177	1,505	1,224	118	
アメリカ	7,619	330	6,873	4,861	299	
イギリス	168	19	113	107	3	
カナダ	47	7	37	33	2	
オーストラリア	48	5	37	36	1	
ブラジル	83	18	45	34	3	
フィリピン	72	7	55	44	-	
ソ連	29	6	15	13	-	
アイスランド	1	-	1	1	-	
アイルランド	3	-	1	1	-	
アフガニスタン	1	-	1	1	-	
アルゼンティン	4	-	3	3	-	
イスラエル	21	5	12	12	-	
イタリア	35	5	22	22	-	
イラク	2	-	1	1	-	
イラン	3	-	2	2	-	
インド	64	5	47	42	2	
インドネシア	22	2	15	15	-	
ヴェトナム	4	-	4	4	-	
エストニア	1	-	-	-	-	
エジプト	1	-	1	-	-	
オーストリア	2	-	2	2	-	
オランダ	37	5	22	20	1	
カンボディア	2	-	2	2	-	
ギリシャ	37	-	33	29	1	
コンゴ	1	-	1	1	-	
サウジアラビア	1	-	-	-	-	
シリア	3	-	3	3	-	
スイス	18	3	11	10	1	

二) 外国人被疑者の国籍別(1)

(昭和32年)

訴 人	人 員					未処理人員	
	中 止	送 致			併 合		
		計	他の検察庁に	家庭裁判所に			
その他	5,723	3,691	33,860	22,565	11,295	231	3,609
	3,803	3,532	32,456	21,485	10,971	229	2,903
	163	96	818	630	188	1	239
	1,713	46	370	277	93	-	403
	3	1	35	28	7	-	6
	2	-	3	3	-	-	1
	-	-	6	6	-	-	-
	8	2	18	18	-	-	3
	11	1	9	5	4	-	2
	2	-	8	8	-	-	4
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	2	2	-	-	1
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	1	-	1	-	-
	-	-	4	3	1	-	-
	-	-	8	8	-	-	3
	-	-	1	1	-	-	-
	-	1	-	-	-	-	-
	3	2	10	7	3	-	2
	-	1	4	1	3	-	1
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	1	1	-	-	-
	1	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	9	8	1	-	9
	-	-	-	-	-	-	-
	3	1	3	2	-	-	2
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	1	1	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	4	4	-	-	4



4) 被疑者の受理及び処理状況

人員区分 国籍別	処 理				
	総人員	起 訴	不 起		
			計	起訴猶予	犯罪の嫌疑なし
スウェーデン	28	5	11	11	-
スベイン	18	1	13	13	-
セイロン	3	-	3	3	-
タイ	28	2	24	22	1
チェコスロヴァキア	1	-	1	1	-
デンマーク	25	-	22	20	2
ドイツ	98	14	65	58	1
トルコ	17	4	9	7	-
ニュー・ジーランド	2	-	1	1	-
ノールウェー	26	5	15	15	-
パキスタン	4	-	3	3	-
ハンガリー	2	-	2	2	-
パナマ	4	2	1	1	-
ピルマ	8	-	7	7	-
ブラジル	25	5	9	9	-
ベルギー	9	1	6	6	-
ベルー	7	2	3	1	1
ポーランド	3	-	3	3	-
ポルトガル	28	9	11	10	1
ホンデュラス	1	-	1	1	-
南アフリカ連邦	1	-	1	1	-
メキシコ	5	-	2	2	-
ユーゴスラヴィア	4	1	3	3	-
レバノン	3	-	3	3	-
国籍不詳	70	12	41	41	-

(注) 国籍不詳には無国籍者を含む。

二) 外国人被疑者の国籍別(2)

(昭和32年)

訴 その他	人 員					未処理人員
	中 止	送 致			併 合	
		計	他の検察庁に	家庭裁判所に		
-	1	11	11	-	-	1
-	-	4	2	2	-	1
-	-	-	-	-	-	1
1	-	2	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	1
-	-	3	3	-	-	1
6	2	17	15	2	-	5
2	-	4	3	1	-	1
-	-	1	1	-	-	-
-	-	6	5	1	-	-
-	-	1	1	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	1	-	-	1
-	-	1	1	-	-	1
-	-	1	-	1	-	1
-	1	2	1	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-
-	1	7	6	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	3	2	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	2
-	2	15	11	4	-	7



4) 被疑者の受理及び処理状況

罪別	人員区分	受理人					
		総人員	旧受	新			移送 家庭裁判所 少年法第20条 によるもの
				計	新規事件	他の検 察庁か ら	
総	数	409,969	1,165	408,804	336,347	45,501	24,346
刑 法 犯	公務執行妨害	134,587	774	133,813	118,078	9,559	5,307
	放火	158	2	156	131	8	15
	侵入	179	1	178	156	6	13
	居住侵入	965	7	958	890	42	9
	文書偽造	188	11	177	144	27	8
	猥褻・強姦	3,671	12	3,659	3,350	131	169
	重婚	226	2	224	197	10	11
	博	138	4	134	114	15	-
	賭博	434	4	430	298	21	110
	傷害	149	4	145	91	5	48
	窃盗	22,161	71	22,090	19,900	1,540	499
	強盗	69,233	221	69,012	63,396	4,022	1,287
	強姦	1,010	12	998	805	13	172
	詐欺	1,595	24	1,571	1,366	35	161
	横領	3,999	17	3,982	3,551	293	92
その他	9,200	61	9,139	8,656	298	154	
関係人	2,213	7	2,206	2,003	164	24	
その他	1,125	7	1,118	1,032	59	17	
特別法犯	17,943	307	17,636	11,998	2,870	2,551	
特 別 法 犯	暴力行為等処罰ニ関スル法律	275,382	391	274,991	218,269	35,942	19,039
	銃砲刀剣類所持取締法	2,144	12	2,132	1,993	117	18
	火薬取締法	92	1	91	91	-	-
	火薬取締法	4	-	4	4	-	-
	火薬取締法	4,810	10	4,800	4,453	198	35
	火薬取締法	72	-	72	60	10	2
	火薬取締法	52	3	49	39	1	9
	火薬取締法	44	1	43	39	2	2
	火薬取締法	214	-	214	152	46	11
	火薬取締法	260,499	330	260,169	204,870	34,834	18,809
その他	7,451	34	7,417	6,568	634	153	
性 別 参 照	昭和32年	401,068	1,154	399,914	328,103	44,988	24,260
	昭和31年	8,901	11	8,890	8,244	513	86
	昭和30年	300,571	1,556	299,015	254,559	29,497	-
	昭和29年	8,191	68	8,123	7,570	490	-
	昭和28年	264,896	1,735	263,161	228,676	24,060	-
	昭和27年	10,301	50	10,251	9,492	638	-
	昭和26年	229,418	1,028	228,390	198,724	22,457	-
	昭和25年	10,523	57	10,466	9,534	778	-
	昭和24年	184,795	1,337	183,458	161,900	17,612	-
	昭和23年	10,998	120	10,878	9,787	971	-

(注) 1. 「新規事件」には、検察官の認知又は直受事件及び司法警察員から送致された事件の欄に掲げた数は、これらの事件のほか再起にかかる事件が含まれている。  
2. 「再起」の欄中×印は、該当欄の調査が、本年1月から行うこととなつた

ホ) 少年被疑者の罪名別 (1)

(昭和32年)

受 事 件 判 所 か ら 再 起	新規事件受理の年齢別								
	18歳未満				19歳以上				
	計	14歳台	15歳台	16歳台	17歳台	計	18歳台	19歳台	
2,428	182	163,022	15,091	29,239	52,336	66,356	173,325	77,478	95,847
773	96	66,134	11,447	14,822	17,699	22,166	51,944	23,948	27,996
1	1	25	1	1	6	17	106	35	71
3	-	89	11	20	20	38	67	34	33
15	2	436	51	89	140	156	454	201	253
1	-	69	4	0	19	36	75	39	36
8	1	2,028	157	357	645	869	1,322	709	613
2	4	96	14	14	22	46	101	49	52
5	-	22	-	3	4	15	92	33	59
1	-	93	1	6	27	59	205	93	112
-	1	41	1	2	11	27	50	23	27
142	9	9,498	746	1,661	2,879	4,212	10,402	4,663	5,739
291	46	40,636	9,616	10,743	9,688	10,589	22,760	10,826	11,934
8	-	346	17	53	118	158	459	197	262
9	-	682	66	131	212	273	684	348	336
41	5	1,432	111	235	399	687	2,119	871	1,248
23	8	5,139	347	873	1,819	2,100	3,517	1,858	1,659
13	2	849	86	131	239	393	1,154	511	643
8	2	534	70	111	160	193	498	230	268
202	15	4,119	148	382	1,291	2,298	7,879	3,228	4,651
1,655	86	96,888	3,644	14,417	34,637	44,190	121,381	53,530	67,851
3	1	1,154	79	208	386	481	839	439	400
-	-	68	-	9	28	31	23	22	1
-	-	1	-	-	-	1	3	1	2
11	3	2,733	259	580	860	1,034	1,720	889	831
-	-	22	1	4	11	6	38	14	24
-	-	5	1	-	1	3	34	13	21
-	-	14	1	2	2	9	25	12	13
4	1	48	1	8	10	29	104	48	56
1,598	58	89,389	2,842	12,805	32,338	41,404	115,481	50,683	64,798
39	23	3,454	460	801	1,001	1,192	3,114	1,409	1,705
2,394	169	158,407	14,342	28,241	51,009	64,815	169,696	75,740	93,956
34	13	4,615	749	999	1,327	1,541	3,629	1,738	1,891
14,959	×	109,823	10,896	19,639	33,937	45,352	144,736	65,673	79,063
63	×	4,062	667	916	1,162	1,317	3,508	1,714	1,794
10,425	×	97,473	10,523	16,088	26,482	44,380	131,203	59,654	71,549
121	×	4,954	887	1,009	1,241	1,817	4,538	2,114	2,424
7,209	×	89,543	10,735	14,597	25,796	38,415	109,181	50,637	58,544
154	×	4,703	745	950	1,362	1,646	4,831	2,191	2,640
3,946	×	78,755	10,134	15,336	21,698	31,587	83,145	37,953	45,192
120	×	4,815	693	1,085	1,349	1,688	4,972	1,260	2,712

れた事件が一括して計上されている。(参照欄の昭和28年~31年分の新規事件の受理

ため、それ以前においては当該人員数が不明であることを示す。



4) 被疑者の受理及び処理状況

人員区分 罪別	総人員	処 理					不 計
		起 訴 計	起 訴			不 計	
			18 歳 未 満	20 歳 未 満	20 歳 以 上		
総 数	408,393	23,122	5,648	16,273	1,201	1,959	
刑 罰 法 犯							
公務執行妨害	133,797	4,646	809	3,522	315	1,341	
騒擾	146	14	1	11	2	7	
放火	176	16	3	11	2	3	
居住侵入	959	8	2	5	1	25	
文書偽造	178	2	-	1	1	5	
猥褻・姦淫・重婚	3,654	153	46	105	2	27	
強制的猥褻・強姦	229	9	2	7	-	3	
賭博・富籤	135	-	-	-	-	3	
殺人	426	108	25	80	3	3	
傷害	152	49	13	36	-	-	
窃盗	22,062	669	106	499	64	264	
強盗	69,082	1,151	137	943	71	453	
詐欺	1,000	183	41	127	15	23	
恐喝	1,582	170	33	125	12	18	
横領	3,997	73	5	61	7	92	
贓物関係	9,148	137	17	110	10	66	
その他の刑法犯	2,214	18	1	14	3	29	
その他の刑法犯	1,122	19	-	18	1	14	
総 数	17,535	1,867	377	1,369	121	306	
特別法犯							
暴力行為等処罰ニ関スル法律	274,596	18,476	4,839	12,751	886	618	
決闘罪ニ関スル件	2,153	11	-	9	2	14	
爆発物取締罰則	92	-	-	-	-	-	
銃砲刀剣類等所持取締令	4	-	-	-	-	-	
火薬類取締法	4,783	30	3	25	2	22	
麻薬取締法	69	2	-	2	-	1	
覚せい剤取締法	52	8	-	8	-	1	
食糧管理法	44	-	-	-	-	1	
道路交通取締法・同法施行令	214	13	2	9	2	5	
その他の特別法犯	259,807	18,138	4,768	12,505	865	414	
性別							
男	7,378	274	66	193	15	160	
女	399,530	23,056	5,637	16,219	1,200	1,877	
	8,863	66	11	54	1	82	

(注) 起訴、不起訴及び中止の各欄における年齢の区分は、処理時における被疑者の

ホ) 少年被疑者の罪名別(2)

(昭和32年)

起 訴	人 員					他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	併 合	未処理 人 員
	20 歳 未 満	20 歳 以 上	中 止						
			計	20 歳 未 満	20 歳 以 上				
1,278	681	407	335	72	50,049	332,510	346	1,576	
867	474	169	125	44	10,820	116,803	18	768	
6	2	2	1	1	14	109	-	7	
2	1	1	1	-	6	150	-	3	
10	15	-	-	-	54	872	-	2	
1	4	2	2	-	21	148	-	7	
17	10	3	1	2	160	3,311	-	21	
1	2	-	-	-	9	208	-	1	
1	2	-	-	-	13	119	-	2	
3	-	-	-	-	16	299	-	9	
-	-	-	-	-	5	98	-	-	
184	80	28	21	7	1,539	19,555	7	102	
271	182	50	36	14	4,250	63,171	7	156	
21	2	2	2	-	25	767	-	7	
18	-	3	3	-	38	1,852	1	9	
54	38	14	11	3	346	3,471	1	8	
39	27	15	11	4	326	8,602	2	64	
13	16	-	-	-	164	2,003	-	3	
6	3	2	1	1	85	1,002	-	2	
220	86	47	35	12	3,749	11,566	-	364	
411	207	238	210	28	39,229	215,707	328	808	
8	6	5	4	1	95	2,028	-	6	
-	-	-	-	-	-	92	-	-	
-	-	-	-	-	-	4	-	-	
15	7	5	4	1	351	4,375	-	23	
1	-	-	-	-	12	54	-	2	
1	-	-	-	-	-	43	-	-	
1	-	-	-	-	2	41	-	-	
3	2	-	-	-	53	143	-	-	
259	155	178	153	25	38,133	202,617	327	719	
123	37	50	49	1	583	6,310	1	58	
1,227	650	383	313	70	49,418	324,450	346	1,538	
51	31	24	22	2	631	8,060	-	38	

年齢を基礎としたものである。



5) 未処理被疑者の未済期間 (昭和32年)

人員区分 庁の種類 月別	未処理 総人員	未 済 期 間							
		15日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	2年を こえる
1 月末 { 地区 検 { 区 検	37,699 39,549	10,292 19,174	5,014 12,455	4,886 3,636	3,081 1,655	5,713 2,016	4,993 566	2,745 46	975 1
2 月末 { 地区 検 { 区 検	39,628 46,023	9,450 20,708	5,242 12,114	6,366 8,313	3,445 2,272	5,835 1,948	5,374 619	2,730 48	1,186 1
3 月末 { 地区 検 { 区 検	40,266 44,694	9,780 18,334	5,465 11,653	5,582 7,645	4,523 4,085	5,897 2,233	5,111 680	2,874 63	1,034 1
4 月末 { 地区 検 { 区 検	43,554 51,916	10,111 21,095	5,830 13,002	6,897 8,949	4,074 4,309	7,124 3,740	5,335 760	3,127 60	1,056 1
5 月末 { 地区 検 { 区 検	44,205 44,734	10,152 16,703	5,200 10,993	6,730 8,257	4,670 4,244	7,405 3,782	5,547 691	3,384 62	1,117 2
6 月末 { 地区 検 { 区 検	46,276 52,093	10,386 21,402	5,623 13,247	6,944 8,371	4,800 4,232	8,028 4,125	5,988 658	3,400 56	1,107 2
7 月末 { 地区 検 { 区 検	46,017 48,125	10,090 17,873	5,386 11,699	6,813 8,716	4,846 4,363	8,061 4,307	6,322 993	3,376 70	1,123 4
8 月末 { 地区 検 { 区 検	51,094 53,907	10,891 18,930	6,295 13,483	7,997 9,794	5,292 5,351	9,101 5,031	6,643 1,223	3,749 93	1,126 2
9 月末 { 地区 検 { 区 検	51,829 57,699	11,084 21,623	6,542 14,467	7,522 9,149	5,475 5,124	9,147 5,751	6,967 1,478	3,792 105	1,300 2
10 月末 { 高地区 検 { 地区 検	8 50,159	8 10,250	- 5,927	- 7,346	- 4,805	- 9,521	- 7,307	- 3,692	- 1,311
{ 地区 検	54,998	19,484	14,766	9,092	4,531	5,401	1,586	137	1
11 月末 { 高地区 検 { 地区 検	11 47,382	- 10,612	3 5,257	8 6,023	- 4,796	- 8,744	- 6,834	- 3,812	- 1,304
{ 地区 検	59,111	23,287	15,639	9,116	4,566	4,712	1,681	105	5
12 月末 { 高地区 検 { 地区 検	8 30,128	- 4,802	2 3,361	3 3,582	3 2,671	- 5,890	- 5,677	- 2,949	- 1,196
{ 地区 検	21,374	6,749	5,598	4,120	1,993	2,095	767	49	3
{ 総 数	91,880	28,608	17,856	14,325	8,276	11,300	6,983	3,377	1,155
平 均 { 高 検	9	3	1	4	1	-	-	-	-
{ 地 検	44,020	9,825	5,429	6,391	4,373	7,539	6,008	3,302	1,153
{ 地 検	47,851	18,780	12,426	7,930	3,902	3,761	975	75	2

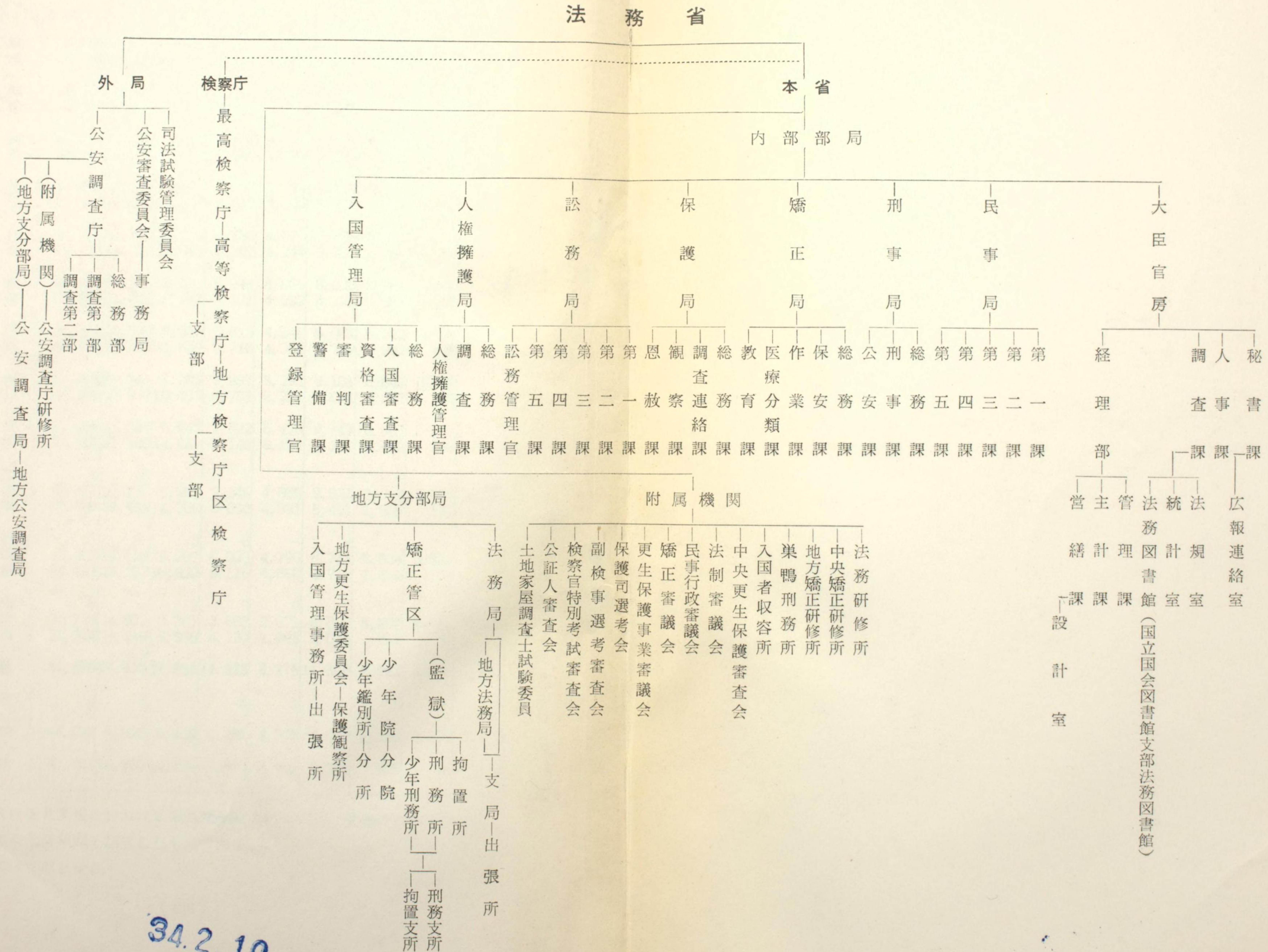
(注) 1 この表は各月末現在における未処理被疑者について、受理の日から当月末日までの未済期間を調査したものである。  
2 地検には支部を含む。

01.5.08



# 法務省機構図

(昭和32年12月31日現在)



34.2.10



317.23  
H617h



00478905

